



# 第2期滑川町子ども・子育て 支援事業計画

子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち



子育てファースト滑川



令和2年3月  
滑川町





## はじめに

全国的に人口減少及び少子・高齢化が進む中、滑川町では、子育て支援に積極的に取り組み、人口は増加し、特に子育て世帯の増加等により、人口増加率や合計特殊出生率は埼玉県内でもトップクラスとなっています。

国は、平成 27 年3月に子ども・子育て支援新制度を開始し、本町でも乳幼児期から質の高い学校教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援等の取組を進めていくために「滑川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子育てができる環境作りを推進してまいりました。



しかしながら、核家族化の進行やひとり親家庭の増加、働き方改革によるニーズの多様化、地域とのつながりの希薄化等により、子どもを育てる家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。本町においても、待機児童の解消や要保護児童への支援等が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本町では、更なる子育て支援を総合的に推進するため、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、実施してまいります。

本計画では、新たに「子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち — 子育てファースト滑川 —」を基本理念とし、将来の本町を担っていく大切な子どもたちを第一に考え、子育てを保護者だけではなく地域社会全体で見守り、支えていく環境作りを進めるとともに、「この町に住んでよかった、生まれてよかった」と感じていただける町づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「滑川町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子育て支援に関するニーズ調査」や「パブリックコメント」などにご協力いただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

滑川町長 吉田 昇



## 目 次

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって.....              | 1  |
| 1   | 計画の背景.....                   | 1  |
| 2   | 計画の位置づけ.....                 | 2  |
| 3   | 計画の期間.....                   | 3  |
| 4   | 計画の策定体制.....                 | 3  |
| 第2章 | 子ども・子育てをめぐる本町の現状.....        | 4  |
| 1   | 地域特性.....                    | 4  |
| 2   | 人口と世帯の状況.....                | 5  |
| 3   | 婚姻・出産等の状況.....               | 9  |
| 4   | 就業の状況.....                   | 12 |
| 5   | 教育・保育事業の状況.....              | 14 |
| 6   | アンケート調査結果の概要.....            | 17 |
| 7   | 本町の現状からみる課題.....             | 32 |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方.....              | 34 |
| 1   | 計画の基本理念.....                 | 34 |
| 2   | 計画の基本的視点.....                | 35 |
| 3   | 評価指標.....                    | 36 |
| 4   | 施策体系.....                    | 37 |
| 第4章 | 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策..... | 38 |
| 1   | 子ども・子育て支援新制度の概要.....         | 38 |
| 2   | 教育・保育提供区域.....               | 39 |
| 3   | 児童数の見込み.....                 | 40 |
| 4   | 教育・保育の量の見込みと確保方策.....        | 41 |
| 5   | 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....  | 45 |
| 第5章 | 分野別施策の推進.....                | 58 |
| 1   | 地域における子育て支援の充実.....          | 58 |
| 2   | 母と子の健康の確保と増進.....            | 62 |
| 3   | 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備.....   | 65 |
| 4   | 子育てを支援する生活環境の整備.....         | 67 |
| 5   | 職業生活と家庭生活との両立の推進.....        | 68 |
| 6   | 子ども等の安全の確保.....              | 69 |
| 7   | 要保護（支援）児童への対応.....           | 71 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第6章 計画の推進 .....                 | 74 |
| 1 推進体制の充実 .....                 | 74 |
| 2 教育・保育の一体的提供と体制の確保 .....       | 75 |
| 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ..... | 75 |
| 資料編 .....                       | 76 |
| 1 滑川町子ども・子育て会議条例 .....          | 76 |
| 2 滑川町子ども・子育て会議委員名簿 .....        | 78 |
| 3 計画策定の経過 .....                 | 79 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境作りを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「滑川町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

また、計画の中間年である平成29年には、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、各種支援サービスの見込量を再分析しました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を前倒しで実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、自治体、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

### (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和7年3月まで10年間延長されています。

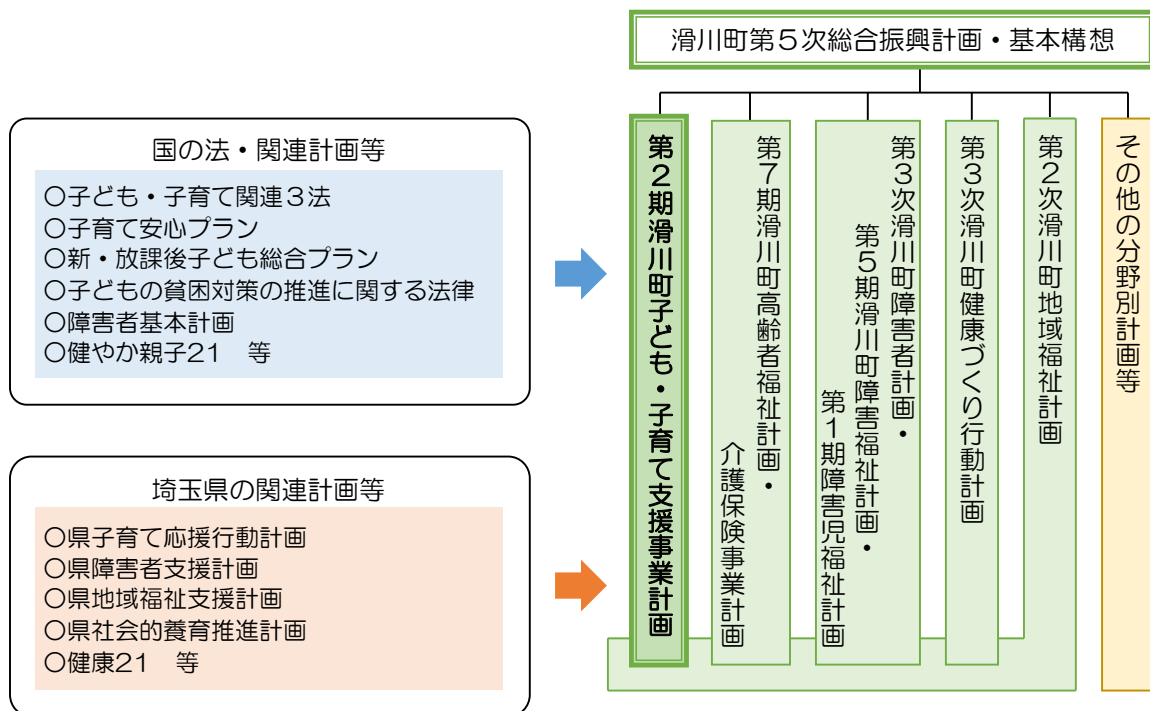
本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

### (3) 本町の関連計画に配慮した計画

本計画を推進することにより、上位計画である「第5次総合振興計画・基本構想」との整合・連携を図ります。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、町づくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

#### ■関連計画等との関係図





### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、町民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

| 平成27年度        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|--------|--------|--------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 子ども・子育て支援事業計画 |        |        |        |       | 第2期子ども・子育て支援事業計画 |       |       |       |       |

### 4 計画の策定体制

#### (1) 滑川町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、専門家の意見や町民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、子どもの保護者、さらには一般公募の町民で組織する「滑川町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

#### (2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の小学校修了前までの子どもを持つ保護者の全世帯（1,632世帯）に対し、平成31年1月17日から平成31年2月8日にアンケート調査を実施しました。

#### (3) パブリックコメント

「滑川町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和元年12月27日から令和2年1月14日まで、町のホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

# 第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

## 1 地域特性

本町は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、東西約 4.8 km、南北約 7.2 km で、面積約 29.68 km<sup>2</sup> です。全町域の 60% がなだらかな丘陵地からなり、町の中央を滑川が、南東部を市野川が流れ、かんがい用の約 200 のため池が点在しています。

滑川を境に、北部は農村地帯と国営武蔵丘陵森林公園、南部は住宅と工業地帯で、東西に東武東上線が走り、森林公園駅とつきのわ駅があります。森林公園駅から池袋へは急行で約 60 分です。

町づくりにおいては、昭和 46 年の東上線「森林公園駅」開業、翌昭和 47 年からの東松山工業団地造成工事開始、昭和 49 年の武蔵丘陵森林公園開園、平成 8 年の森林公園駅南土地区画整理事業による「みなみ野」誕生、平成 14 年の「つきのわ駅」開業と月輪土地区画整理事業などにより、本町には工場と住宅の立地が進み、人口増が続いています。



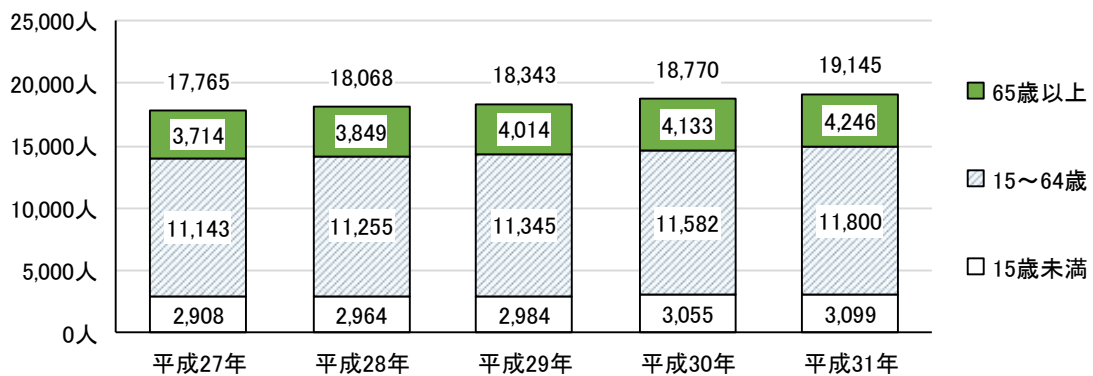
## 2 人口と世帯の状況

### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、平成31年4月1日現在で、19,145人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々増加しており、5年間で1,380人の増加となっています。

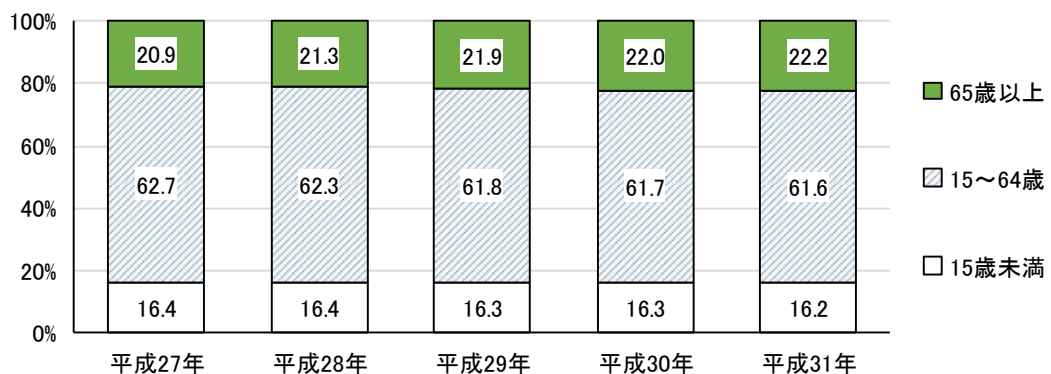
年齢3区分で見ると、すべての区分で人口増となっていますが、65歳以上の高齢者人口の増加率が高いことから、高齢化率が年々増加し、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の割合が減少している状況です。

#### ■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ■年齢3区分人口構成比の推移

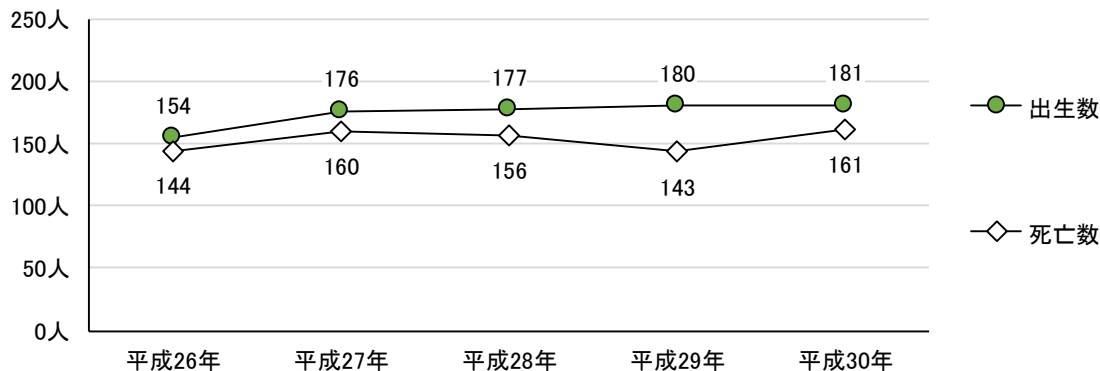


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

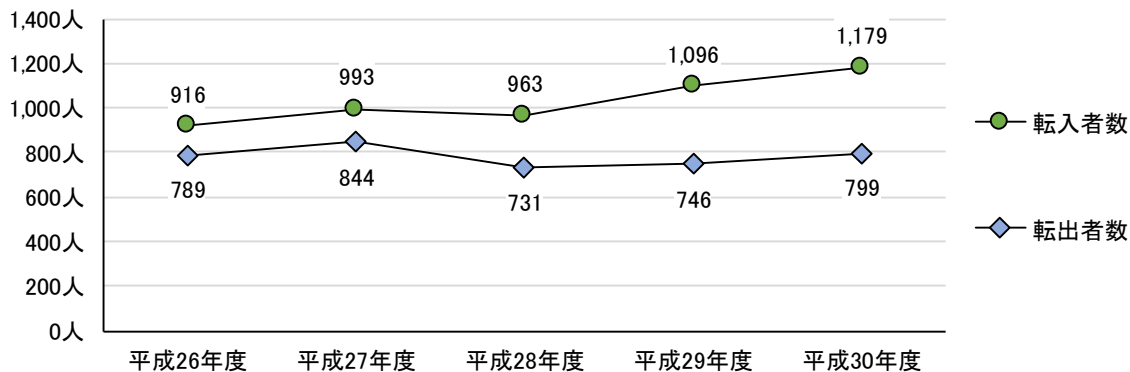


資料:人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)

(3) 社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回って推移しています。

■転入者数及び転出者数の推移



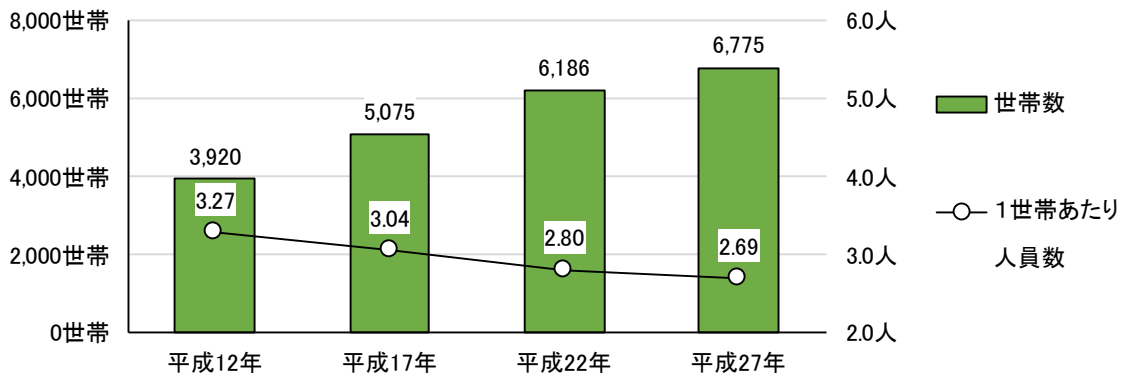
資料:埼玉県推計人口(月報データ)

(4) 世帯数

世帯数は、年々増加しており、平成27年は6,775世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

(5) 世帯類型

世帯類型をみると、単独世帯及び核家族世帯が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、いずれの世帯においても増加していることがうかがえます。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位:世帯)

|           | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 単独世帯      | 654   | 923   | 1,498 | 1,815 |
| 核家族世帯     | 2,424 | 3,281 | 3,832 | 4,211 |
| 夫婦のみ      | 644   | 985   | 1,170 | 1,343 |
| 夫婦と子ども    | 1,456 | 1,895 | 2,198 | 2,370 |
| 男親と子ども    | 72    | 71    | 79    | 98    |
| 女親と子ども    | 252   | 330   | 385   | 400   |
| 三世代世帯     | 683   | 678   | 577   | 487   |
| その他の世帯    | 159   | 193   | 272   | 262   |
| 一般世帯数(合計) | 3,920 | 5,075 | 6,179 | 6,775 |

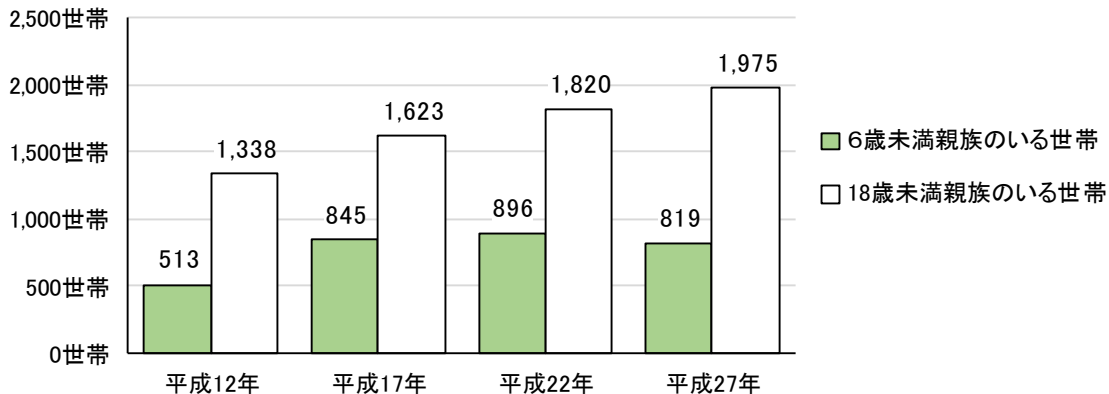
資料:国勢調査(世帯の家族類型「不詳」を除く)

(6) 子どものいる世帯数

18歳未満の子どもがいる世帯について、平成27年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は819世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,975世帯となっています。

18歳未満親族のいる世帯は、年々増加している状況です。

■子どもがいる世帯数の推移



資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

18歳未満の子どもがいる世帯の母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、母子世帯が父子世帯を上回って推移しています。

特に母子世帯は増加傾向にあり、平成27年では、6歳未満親族のいる世帯が17世帯、18歳未満親族のいる世帯が73世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移

|      |              | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 母子世帯 | 6歳未満親族のいる世帯  | 6     | 12    | 17    | 17    |
|      | 18歳未満親族のいる世帯 | 36    | 47    | 57    | 73    |
| 父子世帯 | 6歳未満親族のいる世帯  | 1     | 5     | 1     | 0     |
|      | 18歳未満親族のいる世帯 | 7     | 14    | 11    | 16    |

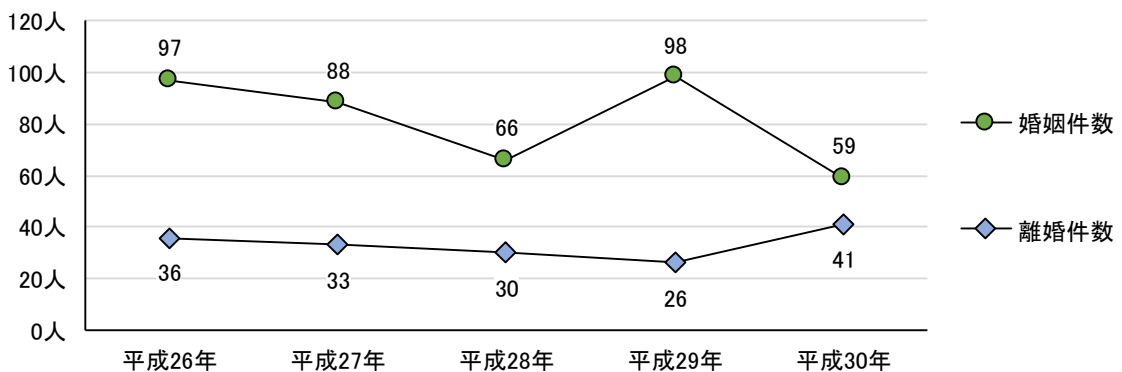
資料:国勢調査

### 3 婚姻・出産等の状況

#### (1) 婚姻・離婚

婚姻件数は平成29年に増加に転じましたが、平成30年は再び減少し59件となっています。  
離婚件数は年々減少していましたが、平成30年に増加し41件となっています。

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移

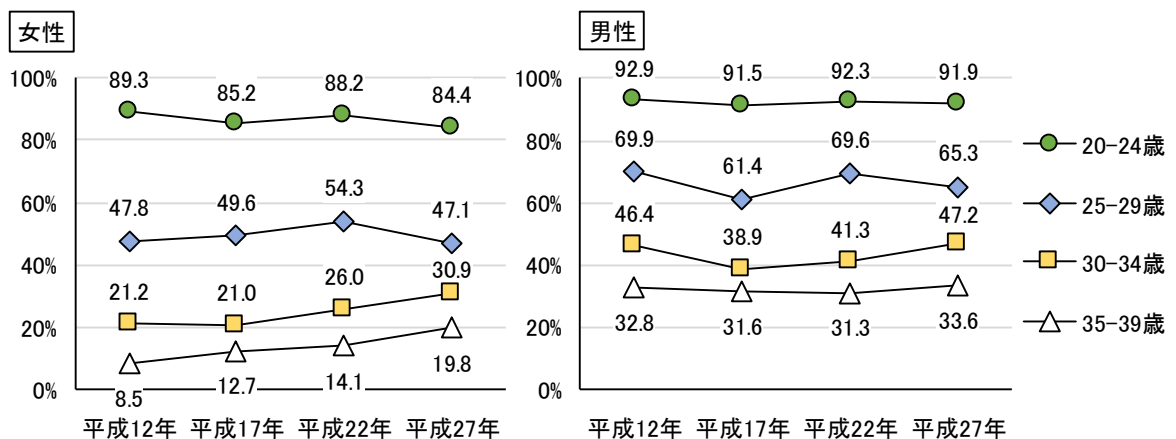


資料:人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)

#### (2) 未婚率

女性では、30歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で30～34歳では9.7ポイント、35～39歳では11.3ポイント上昇しています。男性は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ■未婚率の推移



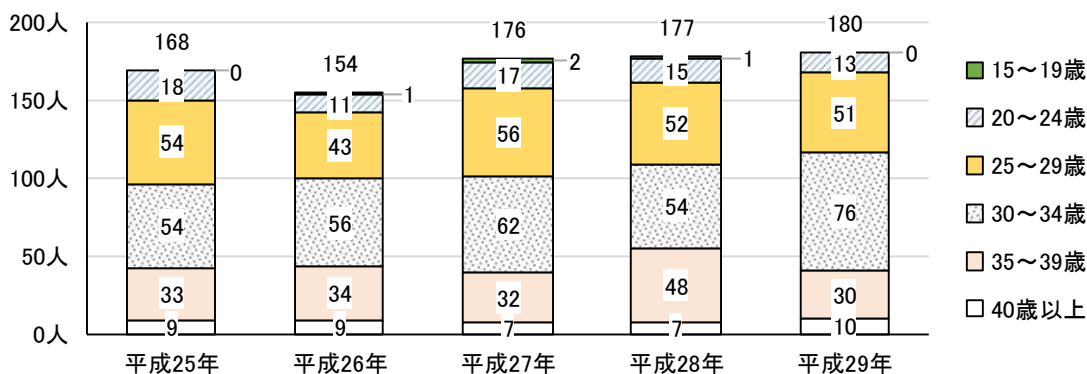
資料:国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、減少傾向にありましたが、平成27年から増加に転じ、平成29年は180人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、25～29歳と30～34歳の出生数が多くなっています。平成28年から平成29年にかけては30～34歳の出生数が急増しています。

■母親の年齢別出生数の推移

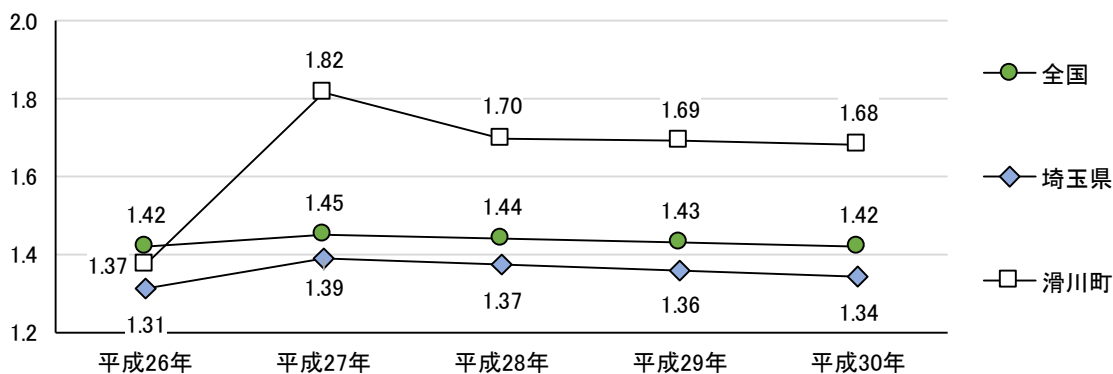


資料: 埼玉県保健統計年報(年齢不詳は除く)

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、平成27年以降、全国及び埼玉県の数値を上回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移



資料: 人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)



(5) 児童数

12歳未満の児童数は、増加傾向にあり、平成31年4月1日現在で2,442人となっています。

5年前の平成27年と比較すると、5歳以上の年齢層は全体的に減少していますが、5歳未満ではすべての年齢で増加している状況です。

■ 児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 4 就業の状況

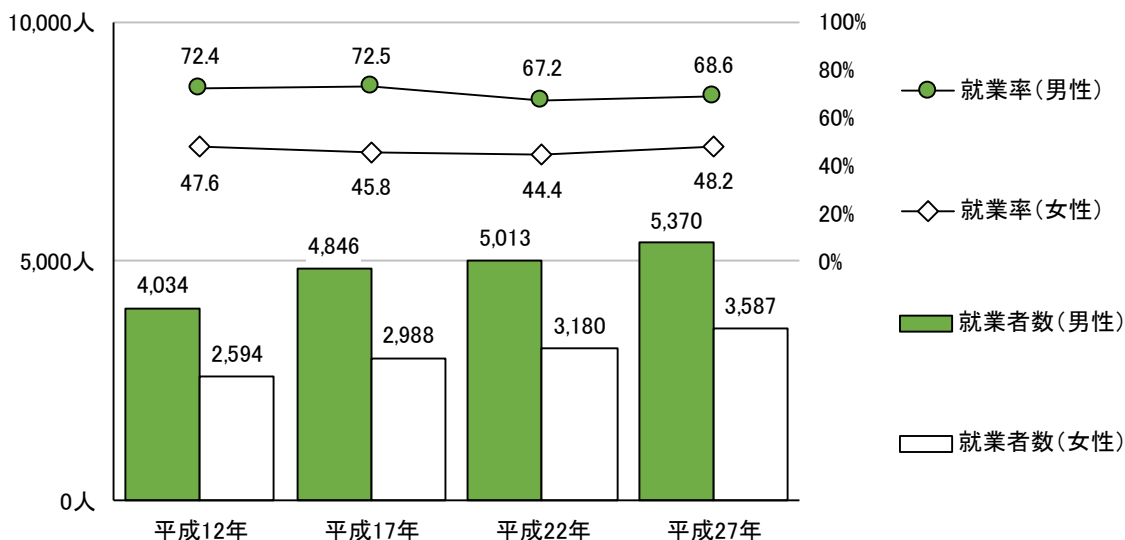
### (1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女ともに平成12年から年々増加しており、平成27年では男性が5,370人、女性が3,587人となっています。

就業率は、男女ともに平成22年から平成27年にかけて上昇し、平成27年では男性が68.6%、女性が48.2%となっています。

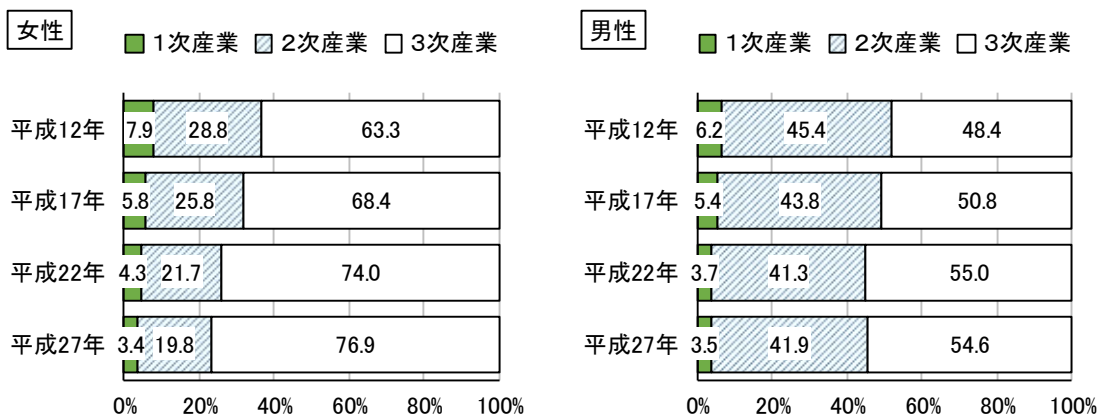
産業分類別の割合をみると、男女ともに3次産業が過半数を占めています。

#### ■就業者数及び就業率の推移



資料:国勢調査

#### ■産業分類別就業者の推移



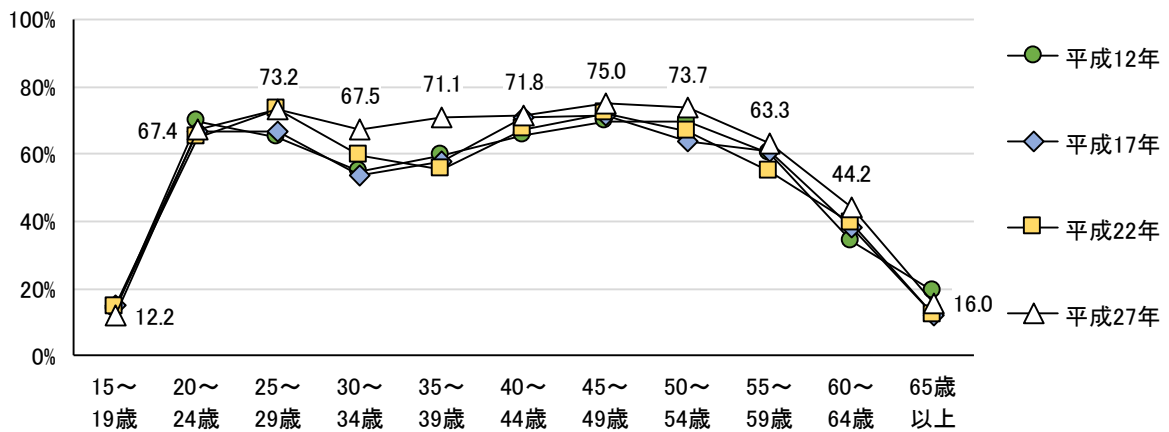
資料:国勢調査(分類不能除く)

(2) 年齢別労働力率

平成27年の年齢別の労働力率について、女性では上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えていることがうかがえます。男性はほぼ同水準で推移しています。

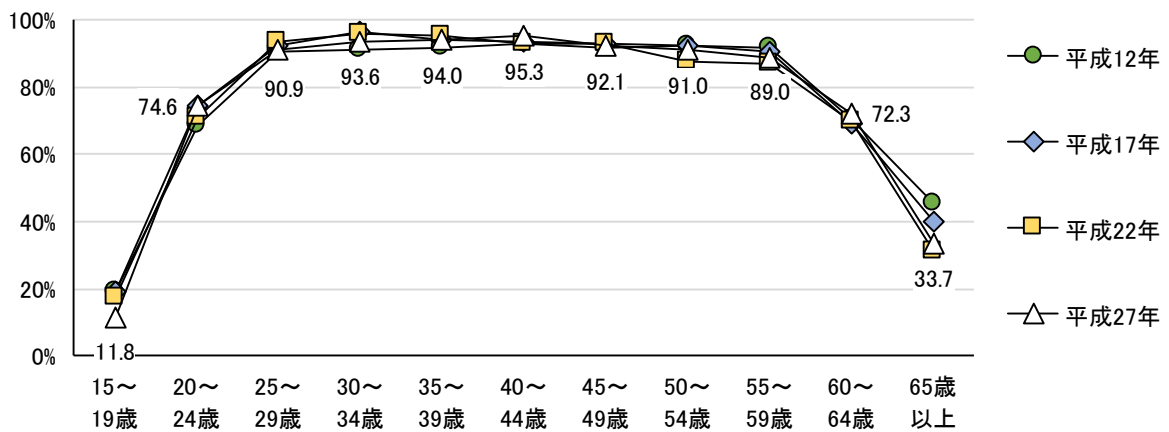
女性の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を示していますが、30歳代の割合が高まっており、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

## 5 教育・保育事業の状況

### (1) 認可保育所

認可保育所は、第1期計画期間に2か所整備され、計6か所となっています。

在所児童数も年々増加しており、平成31年には500人を超え、537人となっています。

#### ■町内の認可保育所の状況

|          | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数(か所)  | 4     | 4     | 4     | 5     | 6     |
| 定員(人)    | 360   | 390   | 390   | 452   | 502   |
| 在所児童数(人) | 412   | 423   | 432   | 483   | 537   |
| 0歳       | 24    | 29    | 13    | 28    | 31    |
| 1歳       | 63    | 68    | 85    | 80    | 85    |
| 2歳       | 76    | 78    | 77    | 102   | 103   |
| 3歳       | 95    | 84    | 82    | 91    | 121   |
| 4歳       | 75    | 90    | 84    | 98    | 98    |
| 5歳       | 79    | 74    | 91    | 84    | 99    |

資料：滑川町（各年度4月1日現在）

### (2) 認可外保育所

平成29年までの既存の家庭保育室は平成30年に認可保育所として整備されています。

また、平成30年に整備された家庭保育室は平成31年に認可保育所として整備されています。

#### ■町内の認可外保育所の状況

|          | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数(か所)  | 1     | 1     | 1     | 1     | 0     |
| 定員(人)    | 26    | 26    | 26    | 8     | 0     |
| 在所児童数(人) | 25    | 26    | 26    | 5     | 0     |

資料：滑川町（各年度4月1日現在）

**(3) 幼稚園**

幼稚園は、町内に1か所となっています。

在所児童数は年々減少しており、令和元年には247人となっています。

**■町内の幼稚園の状況**

|          | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 施設数(か所)  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1    |
| 定員(人)    | 380   | 380   | 380   | 380   | 380  |
| 在所児童数(人) | 290   | 278   | 270   | 259   | 247  |
| 3歳       | 87    | 88    | 82    | 83    | 86   |
| 4歳       | 95    | 93    | 95    | 77    | 77   |
| 5歳       | 108   | 97    | 93    | 99    | 84   |

資料：滑川町（各年度5月1日現在）

**(4) 小学校**

小学校は、町内に3校となっています。

在校児童数は、近年増加傾向で推移しており、令和元年には1,191人となっています。在校児童数の増加に伴い学級数も増加し、令和元年には47学級となっています。

**■町内の小学校の状況**

|          | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数(か所)  | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
| 学級数(人)   | 45    | 45    | 44    | 46    | 47    |
| 在校児童数(人) | 1,246 | 1,224 | 1,173 | 1,186 | 1,191 |
| 1年生      | 206   | 195   | 178   | 203   | 205   |
| 2年生      | 193   | 204   | 195   | 185   | 207   |
| 3年生      | 195   | 193   | 202   | 202   | 186   |
| 4年生      | 211   | 194   | 192   | 203   | 203   |
| 5年生      | 224   | 210   | 197   | 192   | 202   |
| 6年生      | 217   | 228   | 209   | 201   | 188   |

資料：滑川町（各年度5月1日現在）

(5) 学童保育室

学童保育室は、第1期計画期間に2か所整備され、町内に計8か所となっています。

登録児童数は年々増加しており、令和元年には259名となっています。

■町内の学童保育室の状況

|          | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 設置数(か所)  | 6     | 7     | 7     | 7     | 8    |
| 定員(人)    | 210   | 250   | 250   | 250   | 302  |
| 登録児童数(人) | 193   | 197   | 199   | 246   | 259  |
| 総指導員数(人) | 13    | 13    | 13    | 14    | 17   |

資料：滑川町（各年度5月1日現在）

## 6 アンケート調査結果の概要

本調査は、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備するとともに、子ども・子育て支援施策の充実を図るために、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握することを目的として実施しました。

### ■調査期間

平成 31 年 1 月 17 日～平成 31 年 2 月 8 日

### ■調査対象

| 種類               | 対象者              | 対象者数 | 配布数     |
|------------------|------------------|------|---------|
| 子育て支援に関するアンケート調査 | 小学校修了前までの子を持つ保護者 | 全世帯  | 1,632世帯 |

### ■回収結果

| 種類               | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------------------|-------|-------|
| 子育て支援に関するアンケート調査 | 994   | 60.9% |

### ■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中の「前回調査」は、第1期計画策定時(平成 25 年)に実施した調査です。

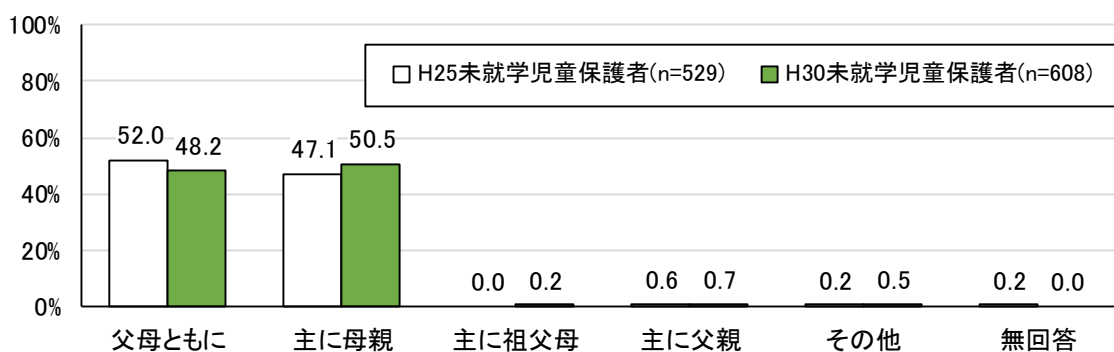
(1) 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人について、未就学児童の保護者では「主に母親」が50.5%で最も多く、次いで「父母ともに」が48.2%となっています。

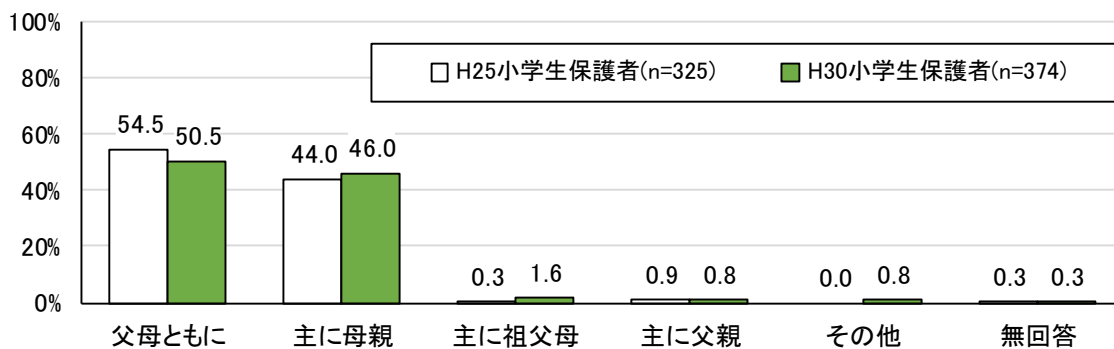
小学生の保護者では、「父母ともに」が50.5%で最も多く、次いで「主に母親」が46.0%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「主に母親」が減少し、「父母ともに」が増加しています。

■未就学児童保護者【SA】



■小学生保護者【SA】





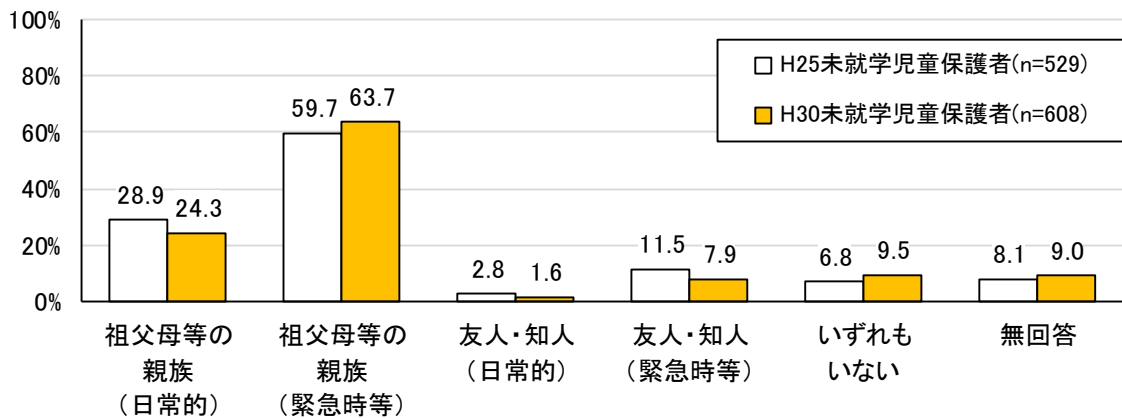
(2) 子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、未就学児童の保護者では「祖父母等の親族（緊急時等）」が63.7%で最も高く、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が24.3%となっています。「いずれもない」と回答した方は9.5%となっています。

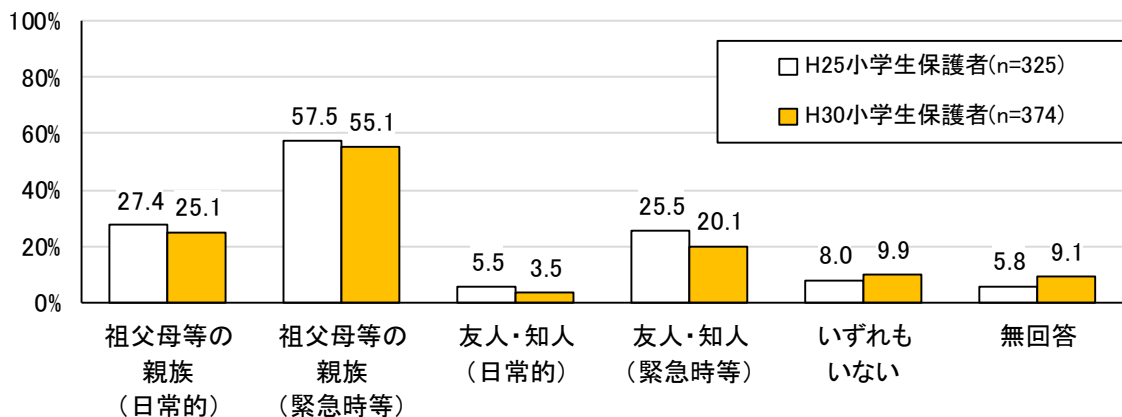
小学生の保護者も同様に「祖父母等の親族（緊急時等）」が最も多く55.1%を占め、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が25.1%となっています。「いずれもない」と回答した方は9.9%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「いずれもない」と回答した方が増加しています。

■未就学児童保護者【MA】



■小学生保護者【MA】



(3) 気軽に相談できる人・場所

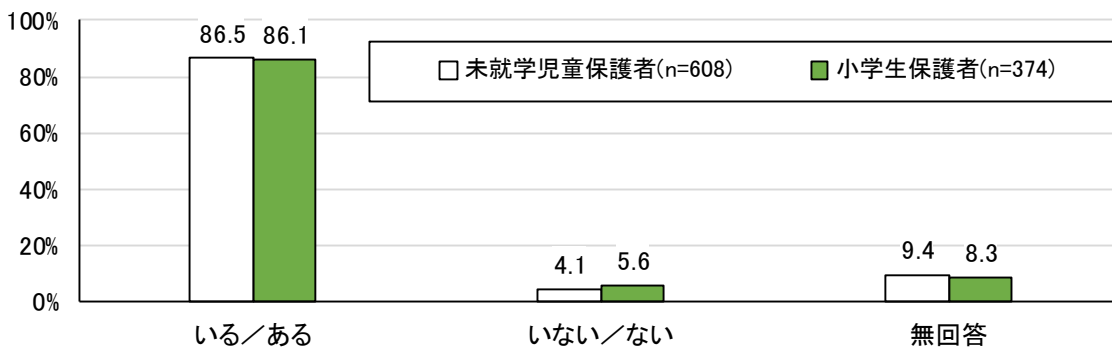
気軽に相談できる人・場所について、未就学児童の保護者では「いる／ある」が86.5%、小学生保護者では86.1%を占めています。

気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した方の相談先は、未就学児童の保護者では「祖父母等の親族」が88.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が72.1%で、身近な人が大半を占めていると考えられます。

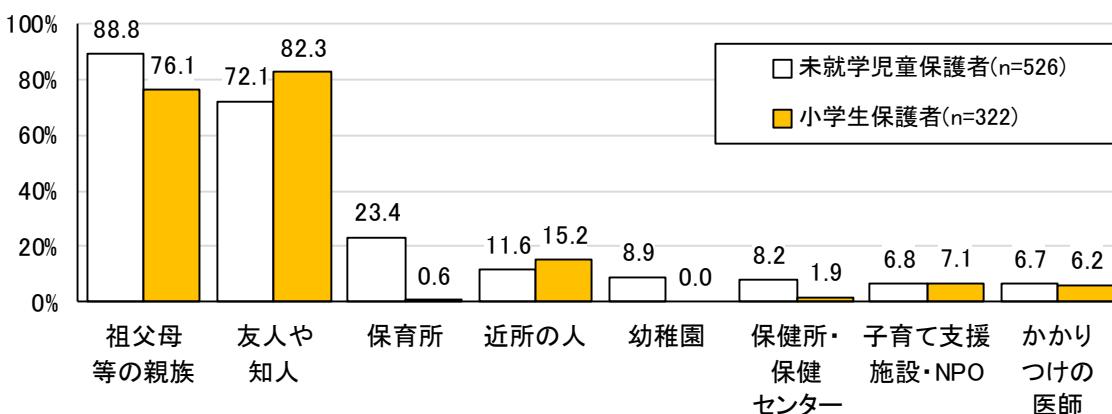
小学生の保護者では「友人や知人」が82.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が76.1%で、未就学児童の保護者と同様の傾向が見られます。

なお、気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した未就学児童の保護者は4.1%、小学生の保護者は5.6%となっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無【SA】



■気軽に相談できる人・場所【MA・5%以上の項目】



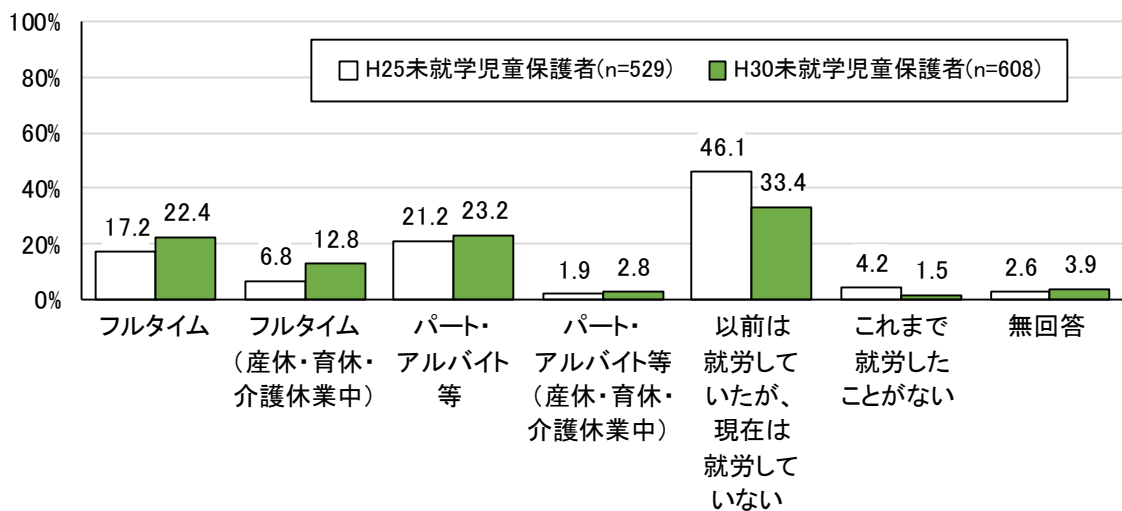
(4) 母親の就労状況

未就学児童の保護者の就労状況は、「フルタイム」が22.4%、「パート・アルバイト等」が23.2%で、産休・育休・介護休業中と合わせると61.2%となっています。

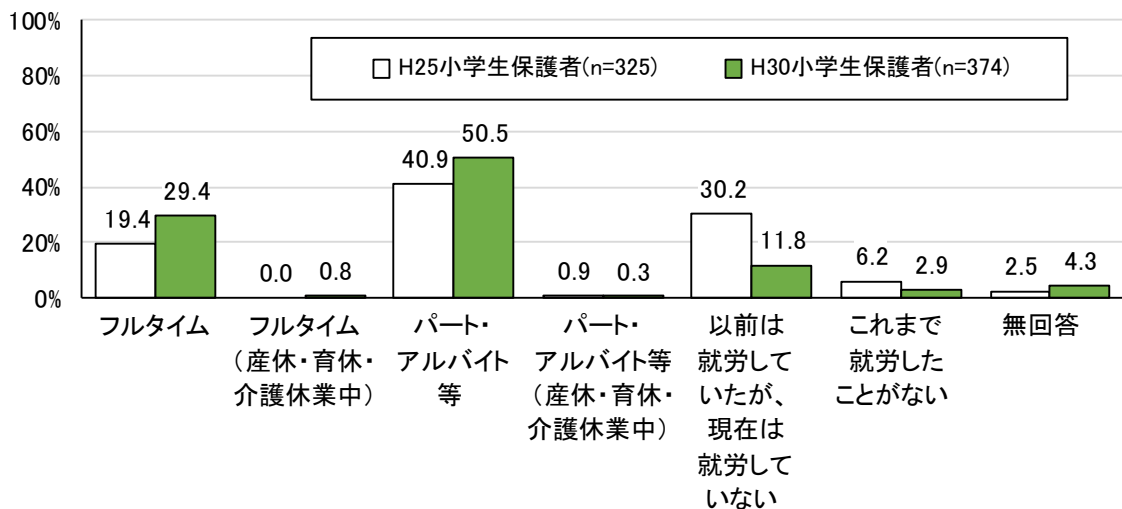
小学生の保護者の就労状況は、「フルタイム」が29.4%、「パート・アルバイト等」が50.5%で、産休・育休・介護休業中と合わせると81.0%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに、就労している母親が増加しており、未就学児童の保護者は前回調査から14.1ポイント増、小学生の保護者は前回調査から19.8ポイント増となっています。

■未就学児童の母親の就労状況【SA】



■小学生の母親の就労状況【SA】



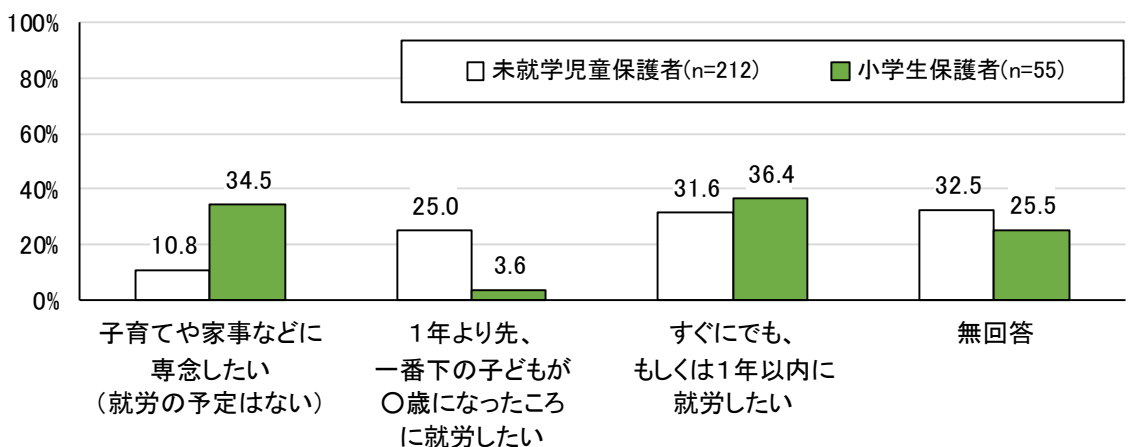
(5) 現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向について未就学児童の保護者では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.6%で最も多く、次いで、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」が25.0%となっています。

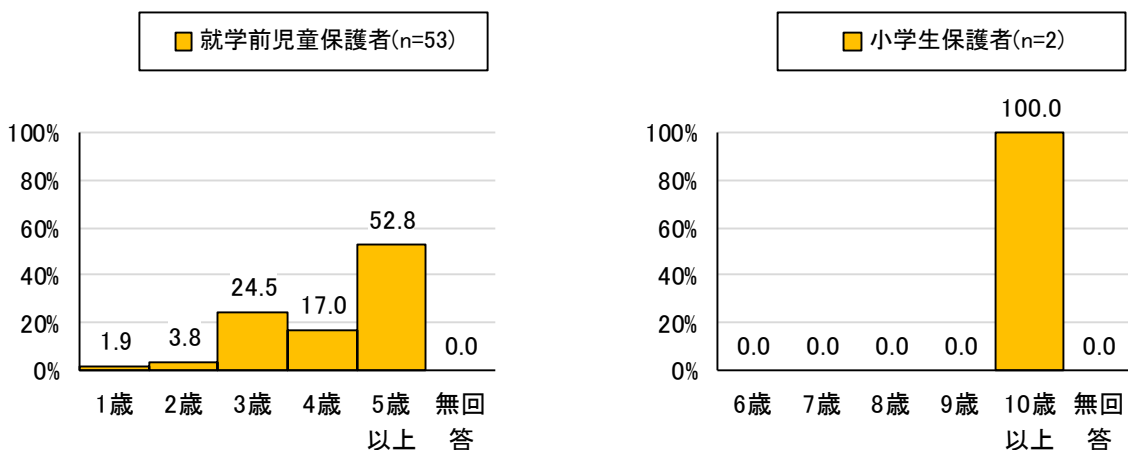
小学生の保護者では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が36.4%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が34.5%となっています。

「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」と回答した方の子どもの年齢は、就学前児童の保護者では「5歳以上」が52.8%で最も多く、小学生の保護者では「10歳以上」が100.0%となっています。

■現在就労していない母親の就労意向【SA】



■就労したい子どもの年齢【数値】



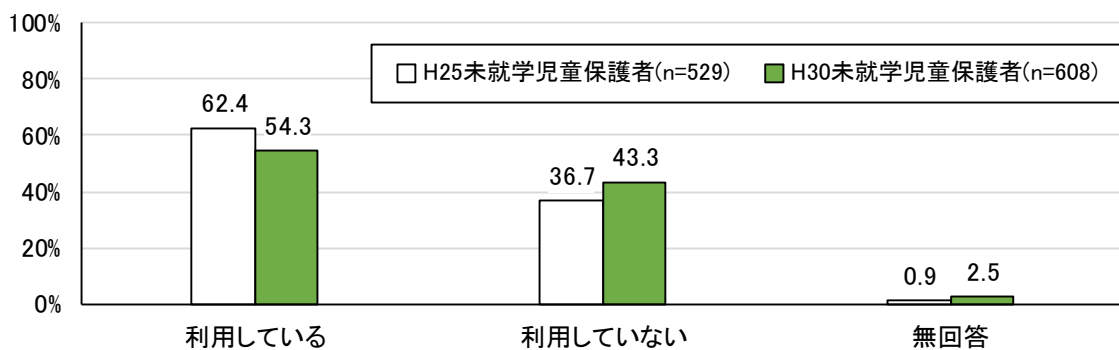
(6) 平日の教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が54.3%を占めていますが、前回調査からは減少しています。

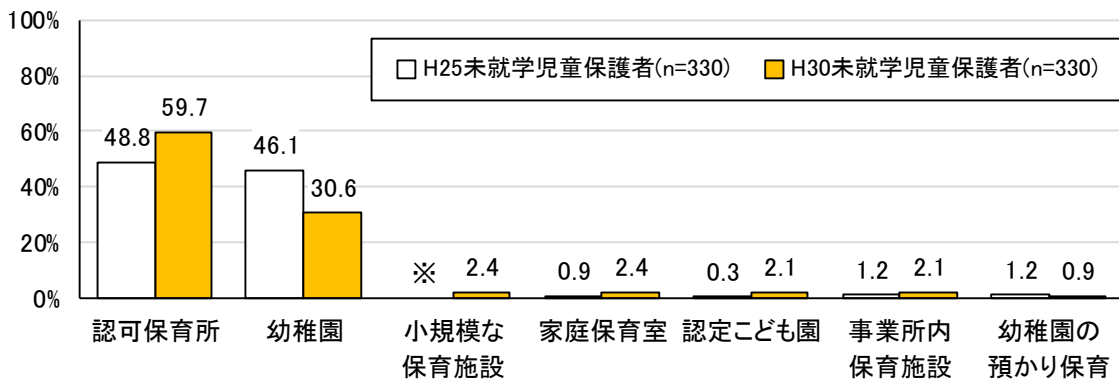
「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が59.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が30.6%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」、「家庭保育室」、「認定こども園」(町外)、「事業所内保育施設」の利用割合が増加しています。

■教育・保育事業の利用状況【SA】



■利用している教育・保育事業【MA・上位7位】



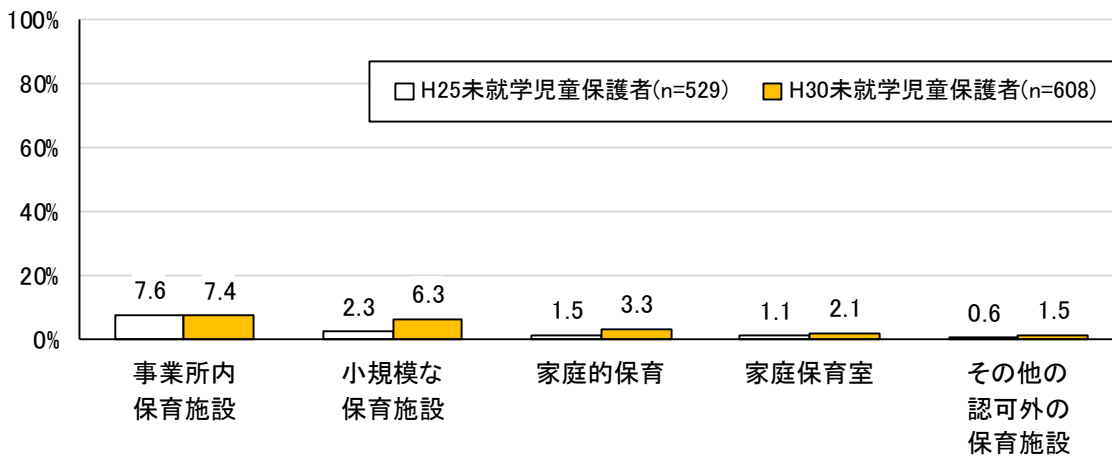
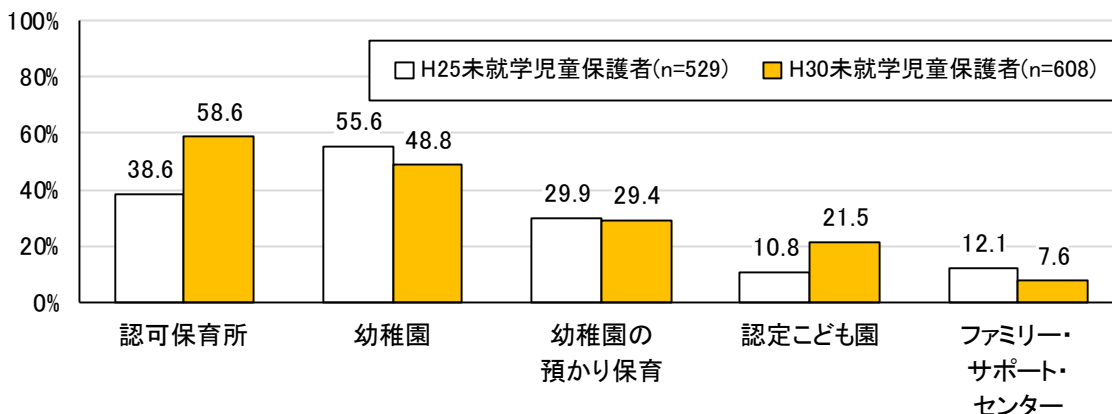
※「小規模な保育施設」は前回調査では選択肢なし

(7) 平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が58.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が48.8%、「幼稚園の預かり保育」が29.4%、「認定こども園」が21.5%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」及び「認定こども園」の利用希望が増加しているほか、「小規模な保育施設」や「家庭的保育」なども少ない割合ではあるものの利用希望が挙げられています。

■利用を希望する教育・保育事業【MA・上位10位】

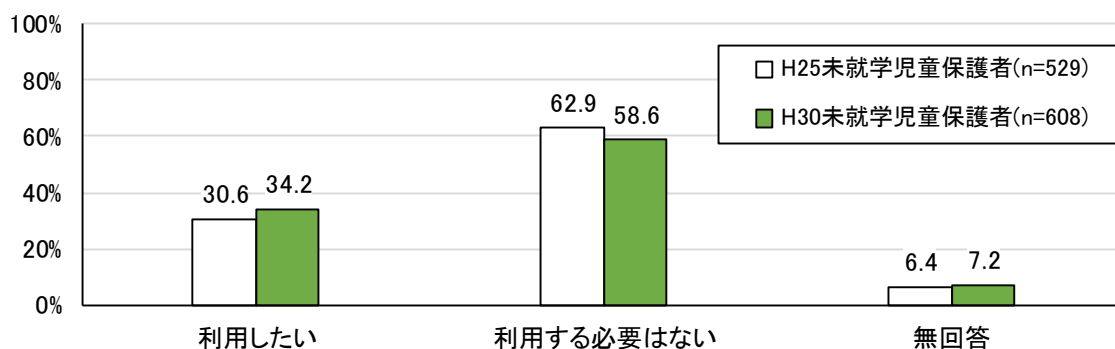


(8) 一時保育の利用希望

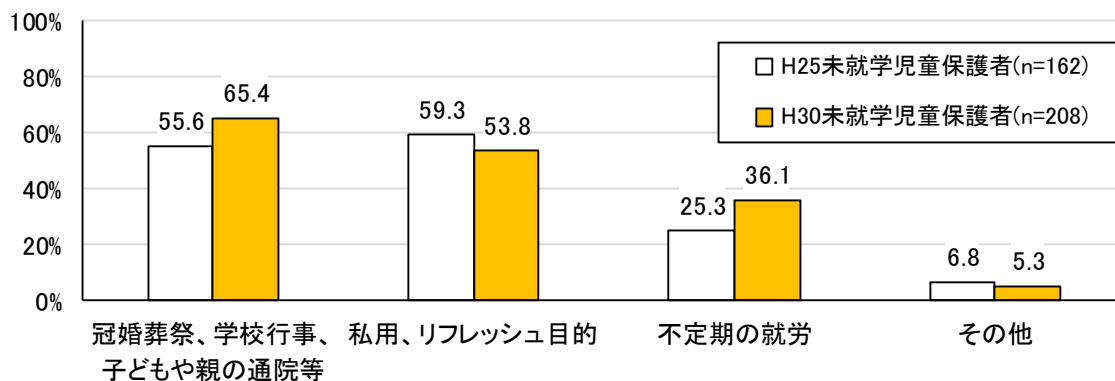
私用等の目的での一時保育事業の利用は、「利用したい」が34.2%となっており、前回調査から増加しています。

利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「私用、リフレッシュ目的」が過半数を占めています。前回調査と比較すると、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」と「不定期の就労」の割合が増加しています。

■一時保育の利用希望【SA】



■一時保育の利用を希望する理由【MA】

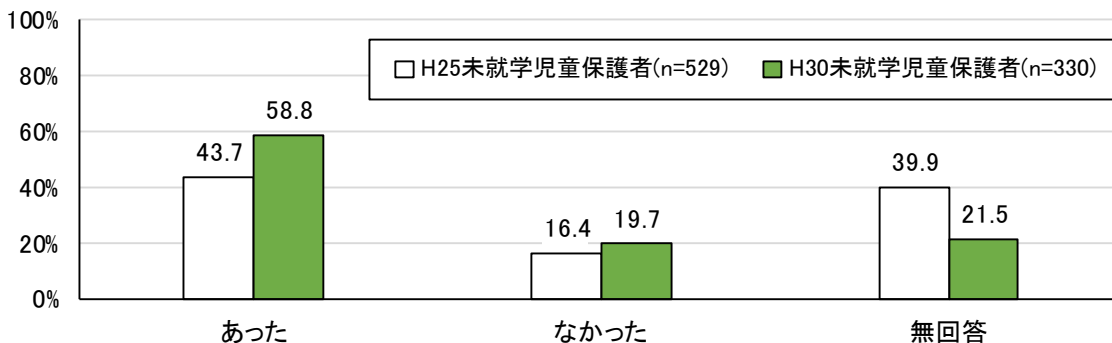


(9) 病気やけがの場合の対処方法

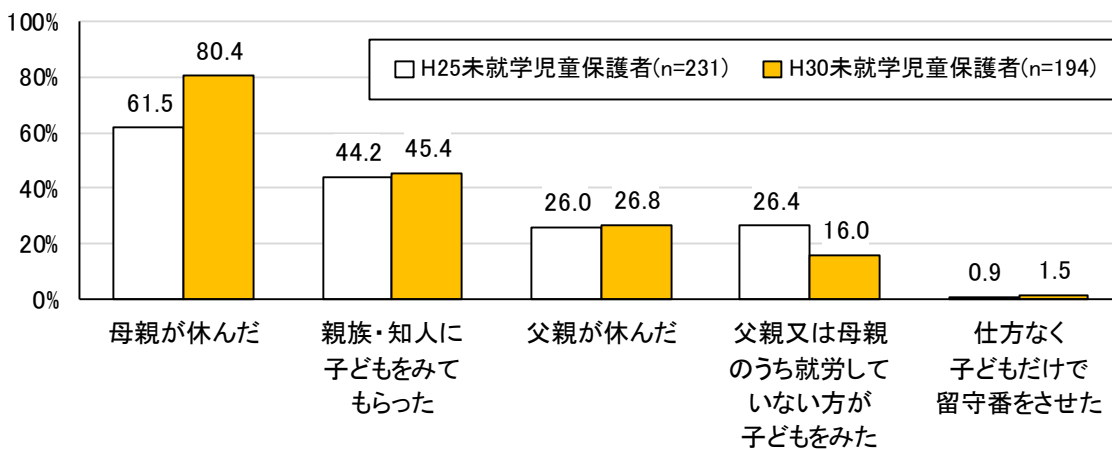
平日の教育・保育事業を利用している家庭において、子どもが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことは「あった」が58.8%で、前回調査から15.1ポイント増加しています。

そのうち「母親が休んだ」が80.4%を占め、前回調査から18.9ポイント増となっています。

■教育・保育事業が利用できなかったこと【SA】



■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法【MA・上位5位】



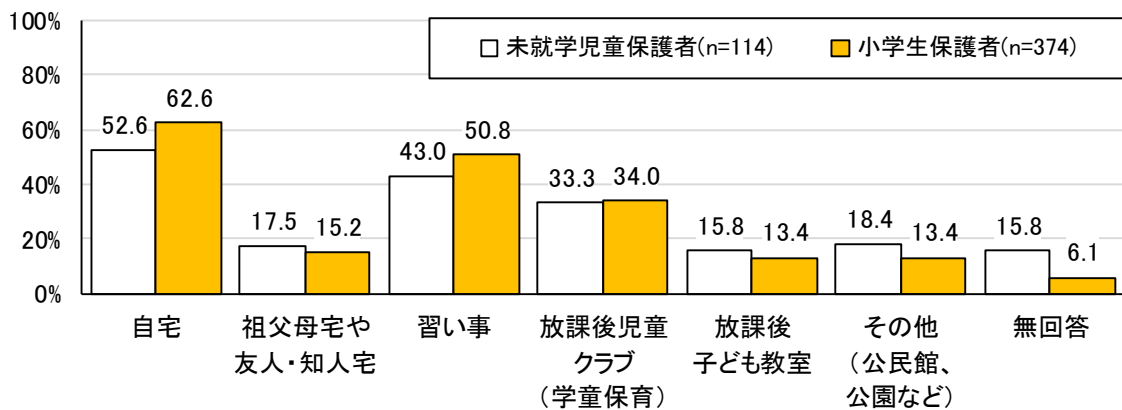


(10) 放課後の過ごし方

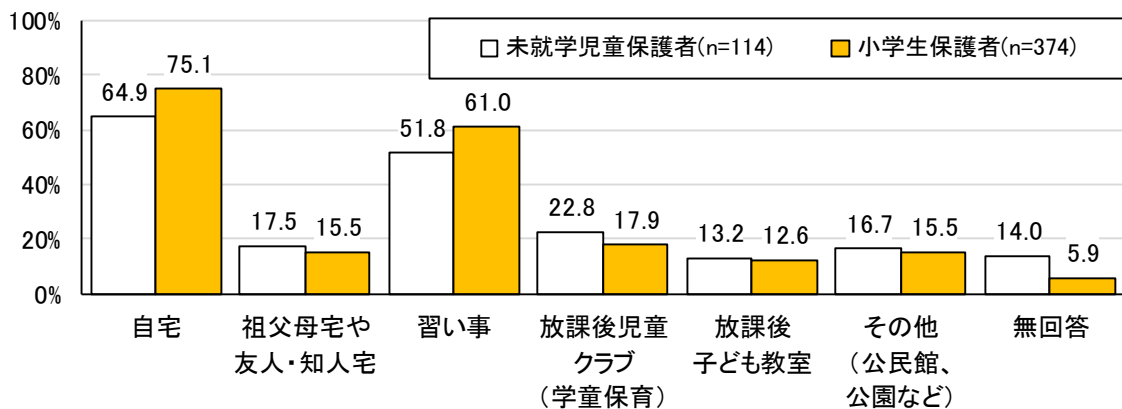
低学年時の放課後の過ごし方について、5歳以上の未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）」となっています。

高学年時の放課後の過ごし方についても、5歳以上の未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに同様の順となっており、「自宅」と「習い事」が増加し、「放課後児童クラブ（学童保育）」が減少しています。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方【MA】



■希望する高学年時の放課後の過ごし方【MA】



(11) 各種事業等の認知度と利用意向

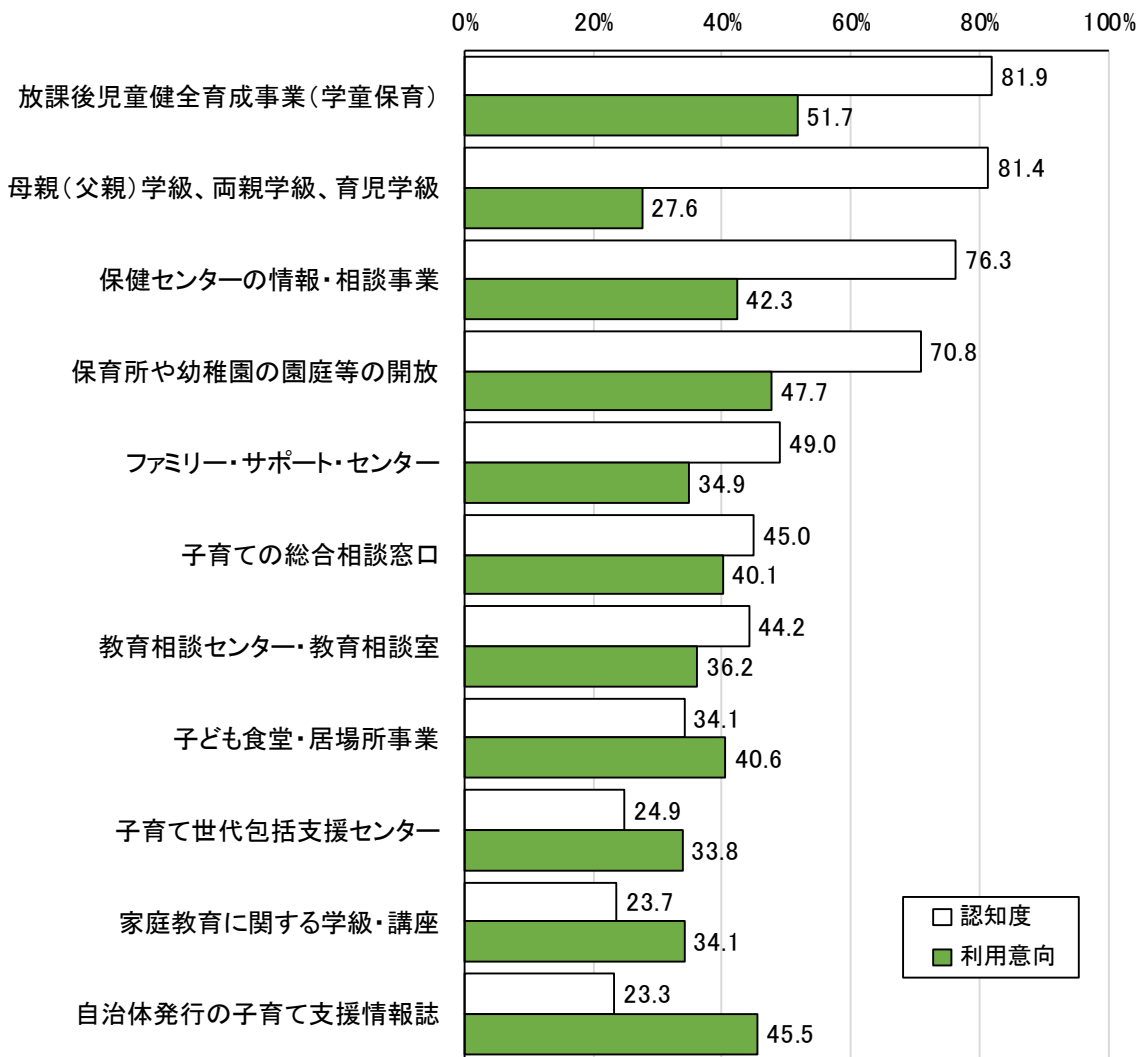
各種事業等の認知度は、割合が高い順に「放課後児童健全育成事業（学童保育）」、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「保健センターの情報・相談事業」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「ファミリー・サポート・センター」となっています。

利用意向は、割合が高い順に「放課後児童健全育成事業（学童保育）」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「自治体発行の子育て支援情報誌」、「保健センターの情報・相談事業」、「子ども食堂・居場所事業」となっています。

「自治体発行の子育て支援情報誌」や「子ども食堂・居場所事業」などは、認知度は低いものの、今後の利用意向が高くなっています。

■各種事業等の認知度・利用意向【MA】

全体(n=994)



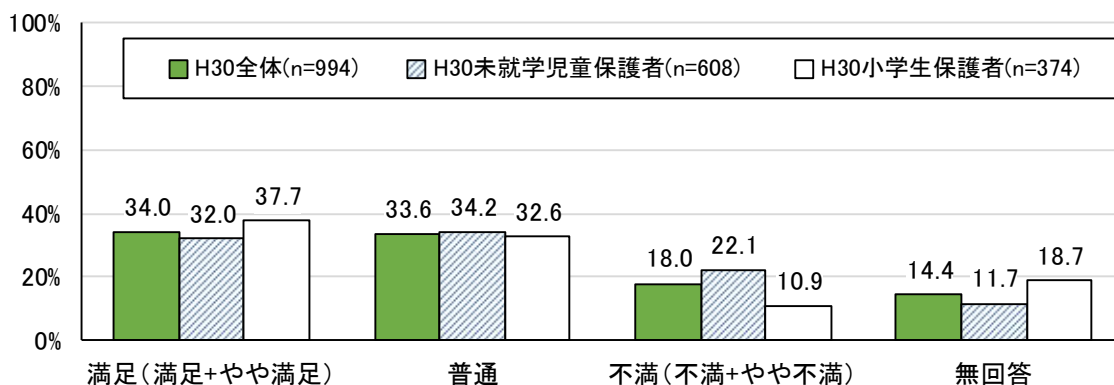
(12) 子育て環境や支援の満足度

子育て環境や支援の満足度は、全体では「満足」が34.0%で最も多く、次いで「普通」が33.6%、「不満」が18.0%となっています。

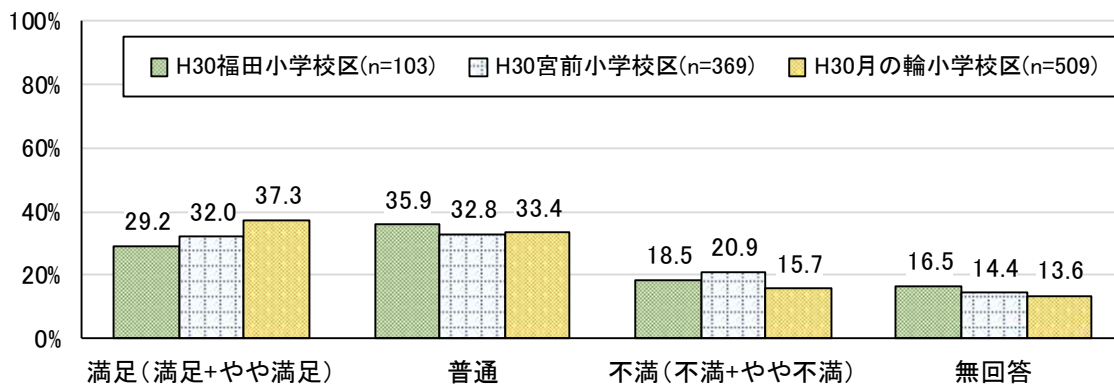
未就学児童の保護者と小学生の保護者を比較すると、小学生の保護者の満足度がやや高くなっています。

また、小学校区で比較すると、月の輪小学校区の満足度が高くなっています。

■子育て環境や支援の満足度【SA】



■子育て環境や支援の満足度・学区別【SA】



(13) 子育て支援施策の満足度と重要度

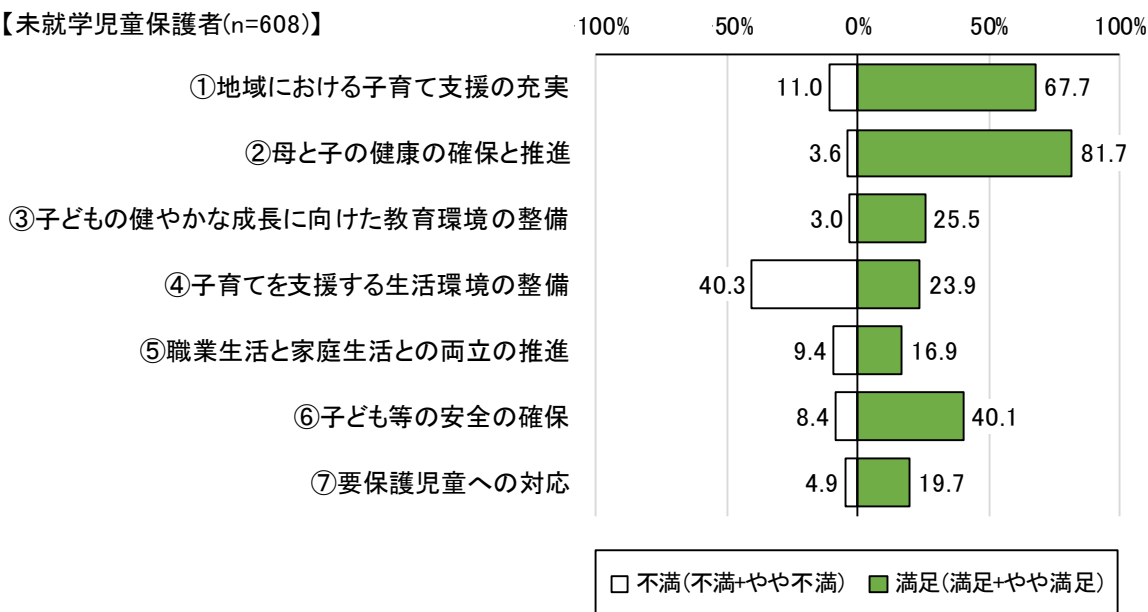
子育て環境や支援への満足度と重要度について、未就学児童の保護者では「①地域における子育て支援の充実」と「②母と子の健康の確保と推進」の満足度が高くなっています。逆に「④子育てを支援する生活環境の整備」は40.3%が「不満(不満+やや不満)」と回答しています。

今後の重要度は、満足度が高い「①地域における子育て支援の充実」と「②母と子の健康の確保と推進」、「⑥子ども等の安全の確保」がいずれも約90%を占めています。

「④子育てを支援する生活環境の整備」は満足度が低く、重要度が高い最優先施策として位置付けられます。

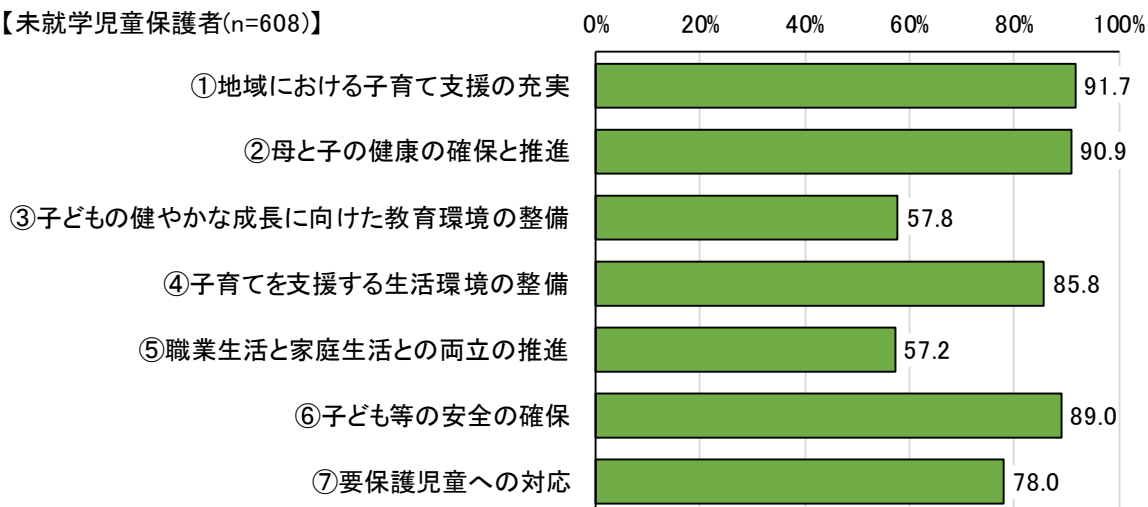
■子育て支援施策の満足度【SA】

【未就学児童保護者(n=608)】



■子育て支援施策の今後の重要度【「重要」+「まあ重要」の割合】

【未就学児童保護者(n=608)】



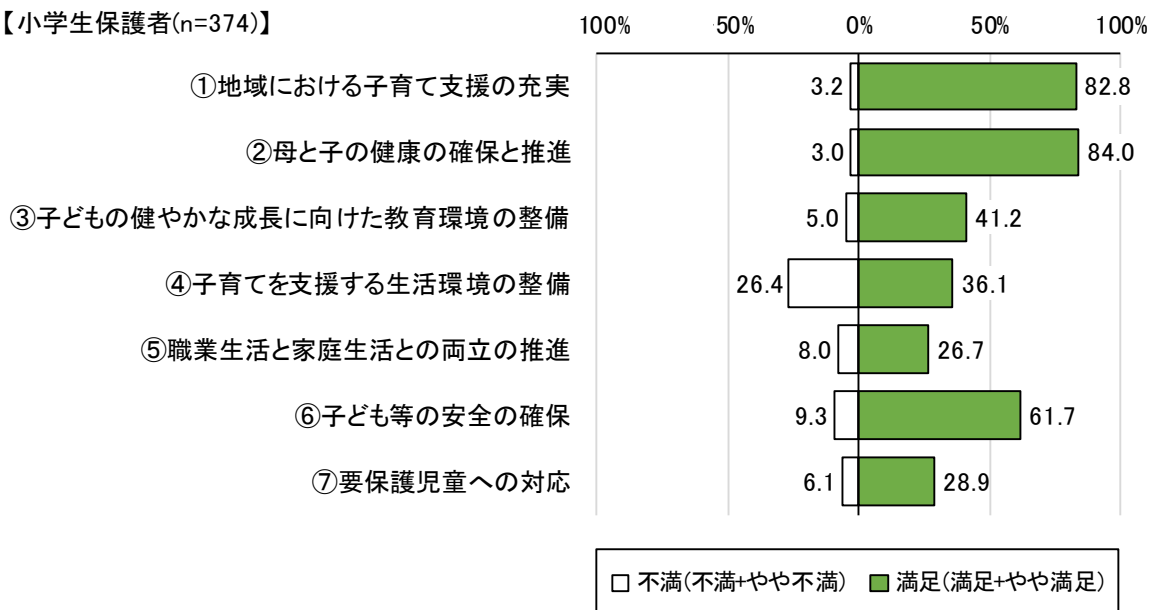
子育て環境や支援への満足度と重要度について、小学生の保護者においても「①地域における子育て支援の充実」と「②母と子の健康の確保と推進」の満足度が高くなっています。逆に「④子育てを支援する生活環境の整備」は26.4%が「不満（不満+やや不満）」と回答しています。

今後の重要度は、満足度が高い「①地域における子育て支援の充実」と「②母と子の健康の確保と推進」、「⑥子ども等の安全の確保」がいずれも80%以上を占めています。

未就学児童の保護者と同様に「④子育てを支援する生活環境の整備」は満足度が低く、重要度が高い最優先施策として位置付けられます。

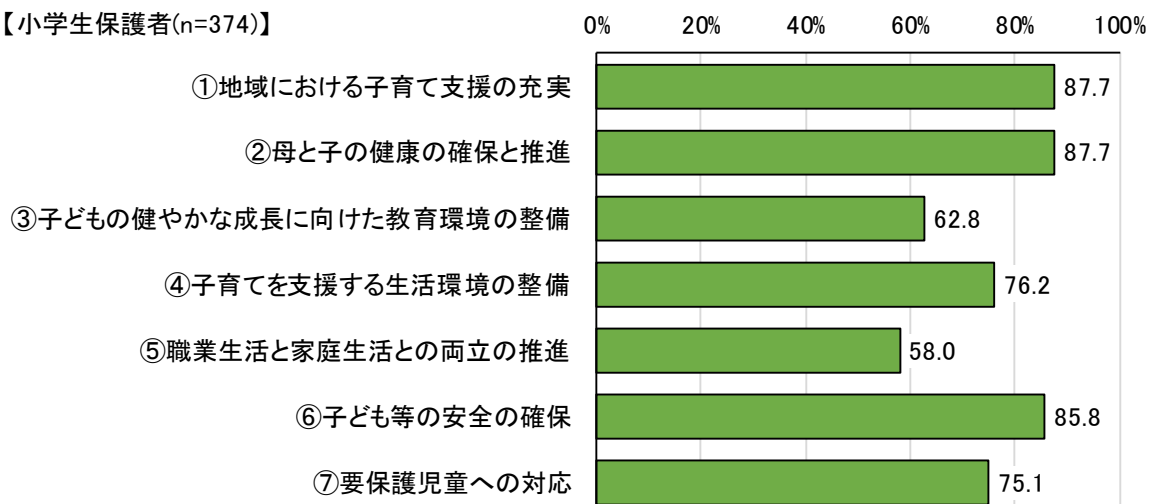
■子育て支援施策の満足度【SA】

【小学生保護者(n=374)】



■子育て支援施策の今後の重要度【「重要」+「まあ重要」の割合】

【小学生保護者(n=374)】



## 7 本町の現状からみる課題

### (1) 幼児期の教育・保育の充実

県の市町村別保育所等利用待機児童数によると、平成31年4月1日現在の本町の待機児童数は16人で、前年(10人)から増加している状況です。

アンケート調査によると、未就学児童のいる家庭では、現在5割弱の母親が就労しており、休業中の母親を含めると6割強となっています。

さらに、就労していない母親の3割強がすぐにでも就労したいと考えていることから、保育ニーズは高まっていくことが想定され、待機児童ゼロを達成するためにも、今後の母親の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

### (2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、未就学児童の保護者では「地域における子育て支援の充実」が最も重要度が高い取組とされています。

また、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人についてみると、「いずれもない」と回答した方がやや増加している状況です。

本町のひとり親家庭の割合は年々増加しており、今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、孤立する子育て家庭が増加していくことが想定され、相談する相手が身近にいない家庭に対して、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

### (3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本町の働く女性の割合は増加傾向にあります。女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の差も年々小さくなっていることから、仕事と子育てを両立できる環境作りが重要です。

また、アンケート調査において、町の子育て支援の取組である「職業生活と家庭生活との両立の推進」の現在の満足度は低くなっており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援の充実が求められます。

#### (4) 多様な保育サービスの充実

アンケート調査によると、私用等の目的で教育・保育事業を「利用したい」と回答した家庭は3割強となっており、利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が7割弱、「私用、リフレッシュ目的」が5割強を占めており、就労だけではなく様々な理由による保育サービスの利用が望まれています。

ライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、子育ての不安や孤立感を和らげ、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な保育サービスの充実が求められます。

#### (5) 保健・医療体制の充実

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、「母と子の健康の確保と推進」は今後の重要度が高い取組とされています。

具体的には、病児保育の充実や休日や夜間の医療体制の整備など、緊急時の医療体制の充実を希望する記述が多くなっており、親子がともに安心して健康に過ごすことができる環境作りが求められます。

#### (6) 子育てしやすい環境の充実

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、「子育てを支援する生活環境の整備」は現在の満足度が最も低い取組とされており、今後重点的に取り組むことが求められます。

具体的には、子どもの遊び場や居場所の確保、安全・安心等に関する生活環境の充実、子育てにかかる費用負担の軽減などを希望する記述が多くなっていることから、関係各課・局との連携による子育て環境の整備が求められます。

#### (7) 子育て支援体制の充実

近年、本町の転入者数は年々増加しており、18歳未満の子どものいる子育て世帯も増加している状況です。

アンケート調査によると、子育てに関する相談先については、「祖父母等の親族」や「友人・知人」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。そのため、身近な人以外への子育てに関する相談機会が少ないとも言えます。

また、子育て支援に関する情報がわかりづらいという記述も多くなっています。

子育てに関する相談内容は、育児、教育、親子関係、保護者の就労など、多岐にわたるため、子育て世帯が迷わずに安心して相談することができるよう、相談窓口の一本化や関係機関等との連携体制の整備、分かりやすい情報提供など、包括的な支援体制の充実が求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として継続性のある子ども・子育て支援の推進を図ります。

#### ◆◆基本理念◆◆

子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち

— 子育てファースト滑川 —

日本の急速な少子高齢化は、子どもから大人まで地域住民の生活の豊かさや幸福感に影響するとともに、将来の経済活動や年金・健康保険・介護保険制度などへの悪影響が懸念されています。それは、我が国にとっても滑川町にとっても重大な問題です。

かつて、子どもたちは地域で、大人や子ども同士と豊かな関わりを持って育っていました。子育ての喜びと責任はひとえに保護者のものであり、子どもの幸せは子ども自身のものですが、保護者と子どもは地域社会の仲間であり、子どもたちは次代の町づくりの担い手として、大切な町のたからものです。

地域社会が、すべての家庭の子育てを応援することができれば、保護者はゆとりを持って子育てに取り組め、子育てにより大きな喜びを見出すことができ、子どもたちの地域への愛着はより大きなものになるでしょう。

合計特殊出生率が埼玉県でトップクラスの本町は、子どもを中心にした「子育てファースト」の笑顔あふれる町づくりをめざします。





## 2 計画の基本的視点

本計画は、次の基本的な視点に立って、施策を展開します。

### (1) すべての**子ども**が幸せに育つことを支援する視点

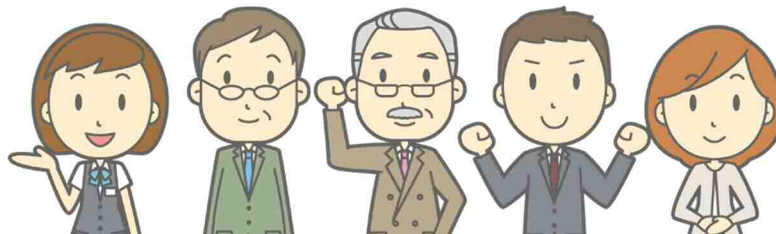
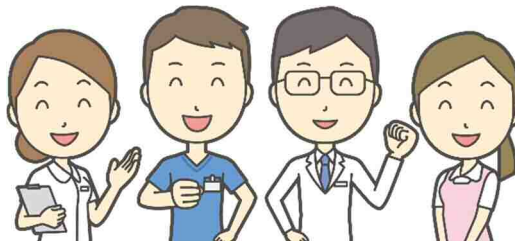
すべての子どもが今もそしてこれからも健やかに育っていけるよう、保健・医療・福祉・教育・社会環境の充実した町を目指します。そして、子どもたちがやがて自立し、様々な機会を通して交流・交際・結婚し、親になって子どもを生み育てることに幸福感と充実感を持てる町を目指します。

### (2) すべての**親**が安心して誇りを持って子育てできるように支援する視点

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現により、父母が子育ての苦楽を共有し乗り越え、子育てに携わることで親自身も成長できる町を目指します。

### (3) **地域**社会全体が子育てや子どもの自立を見守り支援する視点

地域の住民や団体、企業が、それぞれの立場や役割で子育てに間接的に参加し、子どもが地域での様々な経験を通して成長し、子育てを通して交流を深め、地域の絆を取り戻す町を目指します。



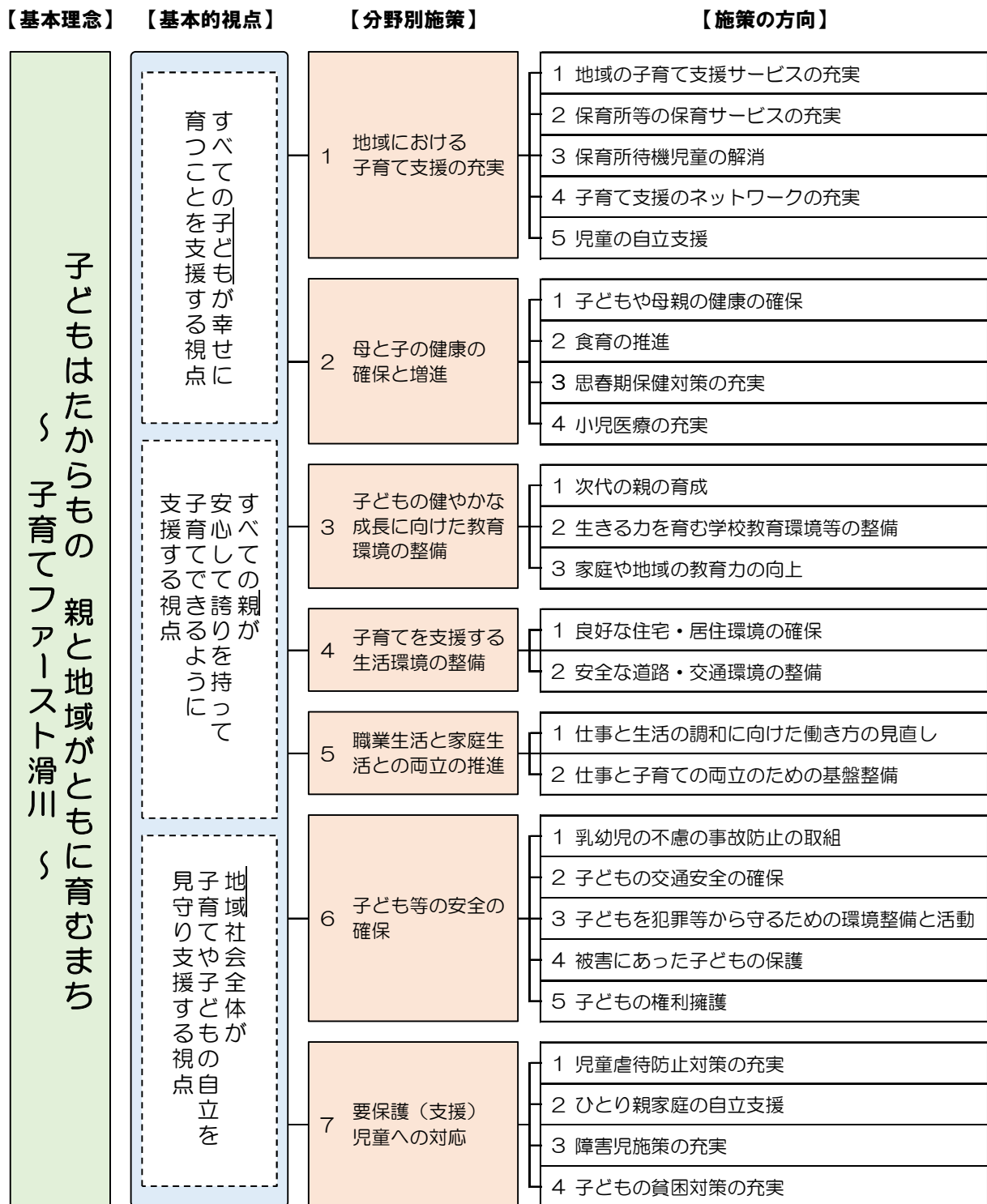
### 3 評価指標

基本理念「子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち」の実現に向けて、「子育てファースト滑川」を目標にこの計画を推進します。

この計画全体の評価指標として以下の項目を設定し、町と保護者・住民、町内の6つの認可保育所、企業などと連携を図りながら、目標達成に努めます。

| 評価項目                  | 現状   | 目標   | 評価資料・備考                            |
|-----------------------|------|------|------------------------------------|
| 合計特殊出生率               | 1.68 | 現状以上 | 現状：人口動態概況（平成30年）                   |
| 待機児童ゼロ（保育所等）          | 16人  | 0人   | 現状：滑川町（平成31年4月1日現在）                |
| 待機児童ゼロ（放課後児童クラブ）      | 0人   | 0人   | 現状：滑川町（令和元年5月1日現在）                 |
| 「子育て環境や支援」の満足度        | 34.0 | 40.0 | 現状：アンケート調査（満足+やや満足の割合・平成31年1～2月実施） |
| 「職業生活と家庭生活の両立の推進」の満足度 | 20.6 | 25.0 | 現状：アンケート調査（満足+やや満足の割合・平成31年1～2月実施） |
| 「地域における子育て支援の充実」の満足度  | 73.3 | 80.0 | 現状：アンケート調査（満足+やや満足の割合・平成31年1～2月実施） |

4 施策体系



# 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

## 1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、保育所、認定こども園、幼稚園を通じた施設型給付費と、小規模保育所等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、保育所、認定こども園、幼稚園などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組みます。

### ■子ども・子育て支援新制度の全体像



## 2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

### ■滑川町の教育・保育提供区域

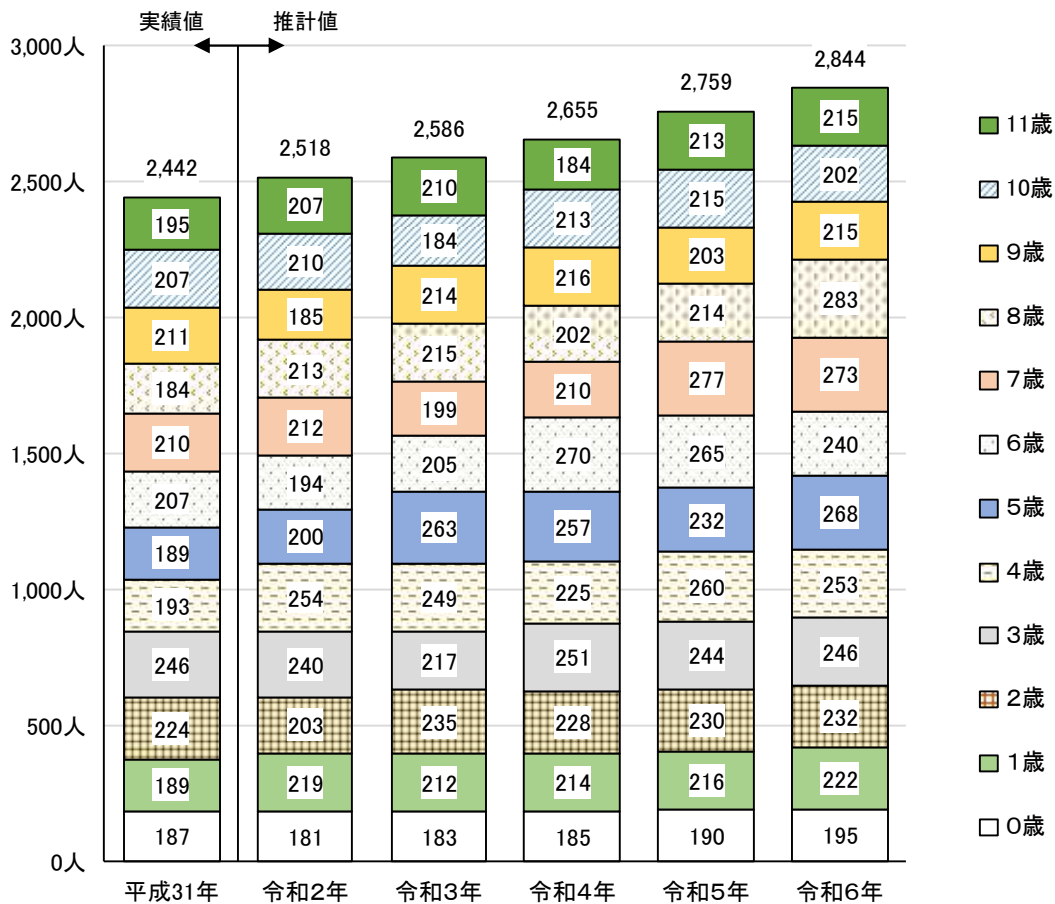
| 教育・保育                              | 区域設定         |
|------------------------------------|--------------|
| 1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし(教育標準時間認定こども)   | 町全域<br>(1区域) |
| 2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり(満3歳以上の保育認定こども) |              |
| 3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり(満3歳未満の保育認定こども) |              |
| 地域子ども・子育て支援事業                      | 区域設定         |
| 利用者支援事業                            | 町全域<br>(1区域) |
| 地域子育て支援拠点事業                        |              |
| 妊婦健康診査                             |              |
| 乳児家庭全戸訪問事業                         |              |
| 養育支援訪問事業                           |              |
| 子育て短期支援事業                          |              |
| 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)     |              |
| 一時預かり事業                            |              |
| 延長保育事業                             |              |
| 病児保育事業                             |              |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)              |              |

### 3 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は、増加傾向で推移し、令和6年には2,844人となり、平成31年から402人の増加が見込まれます。

#### ■児童数の見込み



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

## 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

## (1) 1号認定(3～5歳)

保育の必要性がない3～5歳の1号認定に対して、平成31年4月1日現在、町内の公立幼稚園1か所で事業を実施しています。

第1期計画の実績をみると、町内の公立幼稚園において利用ニーズに対応できる状況となっています。

## ■第1期計画の実績

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 児童数【3～5歳】(人) | 579    | 577    | 567    | 578    | 628   |
| 実績値①(人)      | 297    | 288    | 278    | 267    | 271   |
| 確保方策②(人)     | 380    | 380    | 380    | 380    | 380   |
| 差②－①(人)      | 83     | 92     | 102    | 113    | 109   |
| 利用率(%)       | 51.3   | 49.9   | 49.0   | 46.2   | 43.2  |

## ■第2期計画の見込み

|                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計児童数【3～5歳】(人) | 694   | 729   | 733   | 736   | 767   |
| 量の見込み①(人)      | 241   | 254   | 255   | 256   | 266   |
| 確保方策②(人)       | 280   | 280   | 280   | 280   | 280   |
| 差②－①(人)        | 39    | 26    | 25    | 24    | 14    |
| 利用率(%)         | 34.7  | 34.8  | 34.8  | 34.8  | 34.7  |

## 【確保方策】

- 調査結果から、実績値をやや下回る利用ニーズが算出されています。
- 町内の公立幼稚園及び認定こども園の拡充等により、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

(2) 2号認定(3～5歳)

保育の必要性がある3～5歳の2号認定に対して、平成31年4月1日現在、町内の私立保育所6か所で事業を実施しています。

第1期計画の実績をみると、確保方策を上回る実績値となっており、待機児童が発生している状況です。

■第1期計画の実績

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 児童数【3～5歳】(人) | 579    | 577    | 567    | 578    | 628   |
| 実績値①(人)      | 260    | 262    | 269    | 302    | 345   |
| 確保方策②(人)     | 228    | 249    | 248    | 292    | 317   |
| 差②－①(人)      | ▲32    | ▲13    | ▲21    | ▲10    | ▲28   |
| 利用率(%)       | 44.9   | 45.4   | 47.4   | 52.2   | 54.9  |

■第2期計画の見込み

|                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計児童数【3～5歳】(人) | 694   | 729   | 733   | 736   | 767   |
| 量の見込み①(人)      | 402   | 425   | 437   | 445   | 475   |
| 2号認定           | 377   | 409   | 424   | 439   | 471   |
| 他市町村児童         | 25    | 16    | 13    | 6     | 4     |
| 確保方策②(人)       | 319   | 352   | 383   | 423   | 475   |
| 2号認定           | 290   | 331   | 370   | 418   | 472   |
| 認可外保育所         | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 他市町村施設         | 29    | 21    | 13    | 5     | 3     |
| 差②－①(人)        | ▲83   | ▲73   | ▲54   | ▲22   | 0     |
| 利用率(%)         | 54.3  | 56.1  | 57.8  | 59.6  | 61.4  |

【確保方策】

- 調査結果から、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 町内の認可保育所の施設整備及び定員拡充を図ることにより、必要な事業の質及び量の確保を図ります。



(3) 3号認定(0歳)

町内では平成31年4月1日現在で、私立保育所6か所において事業を実施しています。

低年齢児の実績値が増加傾向にある中で、他の年齢において、基準を満たした上で可能な限り利用定員を上回る児童の受入れを許可しています。

他の年齢の受入れ枠を増やしたため、0歳児の確保方策が計画値を下回り、受入れが困難な状況になったことから、令和元年度は待機児童が発生している状況です。

■第1期計画の実績

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 児童数【0歳】(人) | 155    | 189    | 184    | 159    | 187   |
| 実績値①(人)    | 24     | 29     | 14     | 30     | 33    |
| 確保方策②(人)   | 36     | 39     | 40     | 46     | 47    |
| 差②-①(人)    | 12     | 10     | 26     | 16     | 14    |
| 利用率(%)     | 15.5   | 15.3   | 7.6    | 18.9   | 17.6  |

■第2期計画の見込み

|            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数【0歳】(人) | 181   | 183   | 185   | 190   | 195   |
| 量の見込み①(人)  | 36    | 40    | 44    | 49    | 54    |
| 確保方策②(人)   | 45    | 48    | 51    | 54    | 57    |
| 差②-①(人)    | 9     | 8     | 7     | 5     | 3     |
| 利用率(%)     | 19.9  | 21.9  | 23.8  | 25.8  | 27.7  |

【確保方策】

- 調査結果から、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 0歳の3号認定は、町内の認可保育所の整備を図ることにより、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

(4) 3号認定(1・2歳)

町内では平成31年4月1日現在で、私立保育所6か所において事業を実施しています。利用の実績値は年々増加しており、待機児童が発生している状況です。

■第1期計画の実績

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 児童数【1・2歳】(人) | 351    | 334    | 391    | 436    | 413   |
| 実績値①(人)      | 145    | 149    | 171    | 193    | 195   |
| 確保方策②(人)     | 139    | 144    | 150    | 164    | 174   |
| 差②-①(人)      | ▲6     | ▲5     | ▲21    | ▲29    | ▲21   |
| 利用率(%)       | 41.3   | 44.6   | 43.7   | 44.3   | 47.2  |

■第2期計画の見込み

|              | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数【1・2歳】(人) | 422   | 447   | 442   | 446   | 454   |
| 量の見込み①(人)    | 236   | 251   | 248   | 253   | 261   |
| 町内児童         | 230   | 247   | 248   | 253   | 261   |
| 他市町村児童       | 6     | 4     | 0     | 0     | 0     |
| 確保方策②(人)     | 196   | 187   | 207   | 234   | 261   |
| 特定教育・保育施設    | 167   | 184   | 207   | 234   | 261   |
| 認可外保育施設      | 24    | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 他市町村施設       | 5     | 3     | 0     | 0     | 0     |
| 差②-①(人)      | ▲40   | ▲64   | ▲41   | ▲19   | 0     |
| 利用率(%)       | 54.5  | 55.3  | 56.1  | 56.7  | 57.5  |

【確保方策】

- 調査結果から、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 1・2歳の3号認定は、町内の認可保育所の施設整備及び定員拡充を図ることにより、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、母子保健型として町保健センターで事業を実施しています。

#### ■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 基本型・特定型（か所） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 母子保健型（か所）   | 0      | 0      | 0      | 1      | 1     |

#### ■第2期計画の見込み

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本型・特定型（か所） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 母子保健型（か所）   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

#### 【確保方策】

○引き続き、町保健センターで事業を実施します。

#### ○基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

#### ○特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

#### ○母子保健型

主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在2か所の保育所、1か所の放課後児童クラブに地域子育て支援拠点を併設し、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績（人回） | 6,014  | 7,020  | 8,152  | 5,240  | 11,382 |
| 実施か所（か所） | 1      | 1      | 1      | 1      | 3      |

■第2期計画の見込み

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（人回） | 27,012 | 28,236 | 28,068 | 28,416 | 29,064 |
| 実施か所（か所）  | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |

【確保方策】

○利用ニーズが高まっていることから、3か所の拠点での事業を継続するとともに、より広い施設への移転や拠点の増設も含め、より利用しやすい提供体制の充実と質の向上を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

健康づくり課において、母子手帳交付と同時に妊婦健康診査助成券を発券し、妊婦健診の費用を助成しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 受診実績（人） | 170    | 180    | 183    | 184    | 180   |

■第2期計画の見込み

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | 181   | 183   | 185   | 190   | 195   |

【確保方策】

○本計画期間における推計児童数から事業量を見込んでいます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 訪問実績（人） | 152    | 185    | 156    | 144    | 150   |

■第2期計画の見込み

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | 181   | 183   | 185   | 190   | 195   |

【確保方策】

- 町内の対象家庭すべての訪問を想定し、推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健センターの保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 訪問実績（人） | 40     | 40     | 40     | 80     | 100   |

■第2期計画の見込み

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | 100   | 110   | 110   | 120   | 120   |

【確保方策】

○対象年齢である0歳児から6歳児までの推計児童数をもとに、訪問実績等を踏まえ事業量を見込んでいます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、埼玉県の子育て支援センターと連携を取り、適切な対応に努めています。

【確保方策】

○引き続き、埼玉県の子育て支援センターと連携を取り、適切な対応を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、町外のNPO法人に委託をし、事業を実施しています。平成31年4月1日現在の提供会員は18人、依頼会員は98人となっています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績（人日） | 46     | 484    | 202    | 181    | 170   |

■第2期計画の見込み

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 提供会員（人） | 18    | 19    | 20    | 20    | 20    |

【確保方策】

○アンケート調査において、本計画策定のためのニーズとしては算出されていませんが、事業の周知を図るとともに、必要な時に支援を提供できる体制を確保します。



(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

現在本町では、幼稚園在園児対象の一時預かりは未実施となっており、第1期計画の利用実績は町外の施設利用によるものです。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績（人日） | 313    | 484    | 745    | 573    | 617   |
| 確保方策（か所） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

■第2期計画の見込み

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人日） | 3,768 | 3,886 | 3,892 | 3,905 | 4,003 |
| 確保方策（人日）  | 3,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| 確保方策（か所）  | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     |

【確保方策】

○利用ニーズが高まっていることから、引き続き、町外施設を活用しながら、町内の施設整備を検討し、計画期間中の事業実施及び必要事業量の確保を目指します。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は次の3事業です。

本町では、いずれも未実施となっています。

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

○子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○トワイライトステイ事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間において、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

■第2期計画の見込み

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人日） | 2,576 | 2,698 | 2,692 | 2,721 | 2,801 |       |
| 確保方策      |       |       |       |       |       |       |
| 一時預かり事業   | （人日）  | 2,880 | 2,880 | 2,880 | 2,880 | 2,880 |
|           | （か所）  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

【確保方策】

○利用ニーズが高まっていることから、事業者ニーズの把握を行い、施設整備を含めて、事業の実施体制の確保を図ります。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

町内6か所の保育所等において、事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績（人）  | 55     | 71     | 60     | 31     | 35    |
| 確保方策（人）  | 55     | 68     | 71     | 73     | 79    |
| 確保方策（か所） | 4      | 4      | 4      | 5      | 6     |

■第2期計画の見込み

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | 225   | 235   | 235   | 237   | 245   |
| 確保方策（人）  | 225   | 235   | 235   | 237   | 245   |
| 確保方策（か所） | 6     | 7     | 7     | 7     | 7     |

【確保方策】

○引き続き、6か所の保育所等において事業の実施体制の確保を図るとともに、令和3年度に1か所（定員50人以上）の整備を図り、利用ニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では病児保育事業は未実施となっており、病児・緊急対応強化事業としてファミリー・サポート・センター事業において対応しています。

○病児保育事業【病児対応型】

児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。

○病児保育事業【病後児対応型】

児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。

○病児保育事業【体調不良児対応型】

児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業です。

○病児・緊急対応強化事業

ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績（人日） | 0      | 11     | 5      | 9      | 10    |
| 確保方策（か所） | 1      | 1      | 1      | 1      | 1     |

■第2期計画の見込み

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人日） | 197   | 207   | 207   | 209   | 215   |
| 確保方策（か所）  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

【確保方策】

○現状の提供体制で必要な事業量の確保を図ります。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、町内計8か所において、保護者が日中家庭にいない小学校児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

現状では、利用条件を満たす希望家庭の児童がすべて利用できる状況となっています。

■第1期計画の実績

|          |     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績（人）  | 1年生 | 53     | 43     | 52     | 79     | 62    |
|          | 2年生 | 36     | 58     | 42     | 48     | 75    |
|          | 3年生 | 36     | 31     | 51     | 39     | 43    |
|          | 4年生 | 35     | 24     | 26     | 48     | 36    |
|          | 5年生 | 21     | 29     | 14     | 21     | 28    |
|          | 6年生 | 12     | 12     | 14     | 11     | 15    |
|          | 合計① | 193    | 197    | 199    | 246    | 259   |
| 確保方策②（人） |     | 210    | 250    | 250    | 250    | 302   |
| 差②-①（人）  |     | 17     | 53     | 51     | 4      | 43    |
| 確保方策（か所） |     | 6      | 7      | 7      | 7      | 8     |

■第2期計画の見込量と確保方策

|          |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込量（人）   | 1年生 | 74    | 77    | 103   | 101   | 91    |
|          | 2年生 | 72    | 66    | 71    | 94    | 93    |
|          | 3年生 | 56    | 57    | 52    | 56    | 74    |
|          | 4年生 | 39    | 44    | 45    | 42    | 45    |
|          | 5年生 | 28    | 26    | 29    | 29    | 28    |
|          | 6年生 | 16    | 16    | 14    | 16    | 16    |
|          | 合計① | 285   | 286   | 314   | 338   | 347   |
| 確保方策②（人） |     | 302   | 302   | 325   | 355   | 355   |
| 差②-①（人）  |     | 17    | 16    | 11    | 17    | 8     |
| 確保方策（か所） |     | 9     | 9     | 10    | 11    | 11    |

**【確保方策】**

- 児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き8か所のクラブの運営を継続し、さらに計画期間中にクラブを新設するなど、必要な事業量の確保を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組みます。
- 障害のある児童など、特別な配慮を必要とする児童の受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、児童や保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**【確保方策】**

- 計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

**【確保方策】**

- 計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて実施を検討します。

(14) 要保護児童等の支援に資する事業

地域における児童虐待防止に関するネットワークとして、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待未然防止・重症化防止の具体策について、関係機関、関係団体による情報交換、情報共有により支援策の検討・実施・評価を行う事業です。

年1回以上、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携強化を図るほか、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関と連携して児童の安全確保に努めます。

**【今後の方向性】**

○個別ケース検討会議の随時開催により、個々の状況に応じた適切な支援策の検討を実施していくとともに、ケース支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関との連携のもと、適切なケース支援が継続されるよう努めます。

## 第5章 分野別施策の推進

### 1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 地域の子育て支援サービスの充実

子どもを安心して育てるためには、地域において専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援の充実が必要です。子育てを取り巻く社会環境の変化により子育てのニーズが多様化する中、地域の現状及び住民のニーズを的確に把握して対応することが重要です。

また、子どもを養育している家庭では、経済的負担も重いものとなっており、「保育所、幼稚園にかかる費用負担の軽減」や「教育や習い事にかかる費用負担の軽減」などの経済的支援が期待されています。

さらに、保護者自身の病気や出張、夜間・休日就業など、仕事上の都合による預かりなどを求める声も多くなっています。

そのため、すべての子ども・子育て家庭を支援する観点に立ち、保護者の考え方や置かれている状況が多様であることを踏まえて、地域社会の資源を最大限に活用した子育て支援サービスの充実を図ります。

経済的支援としては、保育料等の負担の軽減を図るとともに、小・中学生及び保育所・幼稚園に入園中の3歳児以上の児童に対して、引き続き、給食費無償化事業を実施します。

| No. | 事業区分 | 事業名                 | 担当課            | 事業内容                                                                  |
|-----|------|---------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 継続   | 児童手当支給事業            | 健康福祉課          | 中学校修了前の児童を養育する者を対象に手当を支給する。                                           |
| 2   | 変更   | 子育て支援金の支給           | 健康福祉課          | 第3子以降を出産の世帯に段階的に（①出生時②小学校入学時③中学校入学時）子育て支援金を支給する。                      |
| 3   | 継続   | 保育所、幼稚園保育料の減免・軽減    | 健康福祉課<br>教育委員会 | 生活保護、母子（父子）家庭、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた者。                                   |
| 4   | 継続   | 教育振興奨学資金の貸与         | 教育委員会          | 経済上の理由により就学が困難な者に対し、貸与。                                               |
| 5   | 充実   | 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 | 健康づくり課         | すべての乳児のいる家庭を訪問し、情報の提供、乳児・保護者・養育環境の把握、相談、助言などを行う事業。                    |
| 6   | 検討   | 家庭的保育事業             | 健康福祉課          | 家庭的保育者（保育士等）の居宅その他の場所において、保育を行う事業。                                    |
| 7   | 継続   | ファミリー・サポート・センター事業   | 健康福祉課          | 子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かりなどの相互援助活動。病児・病後児など緊急サポートも対応。 |



| No. | 事業区分 | 事業名      | 担当課            | 事業内容                                         |
|-----|------|----------|----------------|----------------------------------------------|
| 8   | 継続   | 給食費無償化事業 | 教育委員会<br>健康福祉課 | 小・中学生及び保育所・幼稚園に入園中の3歳児以上の児童の給食費を補助・減免により無償化。 |

## (2) 保育所等の保育サービスの充実

核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な保育サービスが求められています。

アンケート調査によると、就労していない母親の就労希望は5割を超えており、引き続き充実を図る必要があります。

サービス利用者である子どもの幸せと保護者の多様な就労形態や意向を踏まえて、子育て支援サービスの充実を図ります。就労中または就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な保育サービスの充実、検討を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名                 | 担当課            | 事業内容                                                                         |
|-----|------|---------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 9   | 継続   | 通常保育事業              | 健康福祉課          | 保育所における通常保育の実施。                                                              |
| 10  | 継続   | 低年齢児保育事業            | 健康福祉課          | 0～1歳児までを対象とした保育の実施。                                                          |
| 11  | 継続   | 延長保育事業              | 健康福祉課          | 通常の保育時間を超えて保育時間の延長を実施。                                                       |
| 12  | 継続   | 障害児保育事業             | 健康福祉課          | 保育所において、障害児保育の実施。                                                            |
| 13  | 継続   | 保育所地域活動事業           | 健康福祉課<br>教育委員会 | 保育所で地域とのふれあい活動（保育参加事業、地域の人材活用事業、小学校との連携強化事業）や、各保育所における保護者の保育参加、小学校との連携事業の実施。 |
| 14  | 継続   | 広域保育の推進             | 健康福祉課          | 保育サービスの充実による管外委託の推進。                                                         |
| 15  | 充実   | 一時保育事業              | 健康福祉課          | 緊急サポートセンターにおいて、保護者の疾病等による一時的保育の実施。                                           |
| 16  | 継続   | 地域子育て支援拠点事業         | 健康福祉課          | 地域の子育て家庭に対する育児支援の実施。                                                         |
| 17  | 継続   | 自治体認証保育所（家庭保育室）支援事業 | 健康福祉課          | 通常保育、低年齢児・延長・障害児・一時・広域保育の推進、地域活動、園庭開放、園舎見学・体験入園の実施。                          |
| 18  | 継続   | 放課後児童クラブ            | 健康福祉課          | 放課後児童対策として学童クラブの整備推進。                                                        |
| 19  | 継続   | 園庭開放の実施             | 健康福祉課<br>教育委員会 | 保育所・幼稚園の園庭を開放。                                                               |
| 20  | 継続   | 未就園児の園舎見学・体験入園      | 健康福祉課<br>教育委員会 | 保育所・幼稚園において、入園児童に対しての園舎見学や体験入園を実施。                                           |

| No. | 事業区分 | 事業名        | 担当課   | 事業内容                    |
|-----|------|------------|-------|-------------------------|
| 21  | 継続   | 病児・病後児保育事業 | 健康福祉課 | 緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。 |

### (3) 保育所待機児童の解消

全国的には少子化が進行していますが、本町においては、土地区画整理事業により住宅の建設が進行中で転入者も多く、就学前児童人口の増加が見込まれています。

本町の待機児童数は、平成31年4月1日現在で16名となっています。今後、就業を希望する母親も多く、待機児童ゼロに向けた取組が課題となっています。

町内の保育施設と連携し、「待機児童ゼロ」の実現を目指します。

| No. | 事業区分 | 事業名      | 担当課   | 事業内容       |
|-----|------|----------|-------|------------|
| 22  | 継続   | 保育所等整備事業 | 健康福祉課 | 保育施設の整備支援。 |

### (4) 子育て支援のネットワークの充実

アンケート調査によると、保護者の相談先は親族や友人・知人など、身近な人が大半を占めており、身近な人以外の相談先の確保が課題となっています。

そのため、子育てに関する悩みや不安を話すことができる場や情報を得る機会が増えるように、親子で遊びに来ることができる事業を実施するとともに、子育て支援のネットワークの充実へむけ、地域資源と連携します。

| No. | 事業区分 | 事業名       | 担当課    | 事業内容                                               |
|-----|------|-----------|--------|----------------------------------------------------|
| 23  | 新規   | 子育て支援情報提供 | 健康づくり課 | 子育て支援情報を保健センターに掲示するほか、各保健事業にて保健師等が対象者に合わせた情報提供を実施。 |

## (5) 児童の自立支援

兄弟姉妹が少なくなっている子どもたちには、子ども同士の触れ合いを通し、豊かな情操を養うとともに、自立に向けて子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる「子どもの居場所作り」が必要です。

また、性や暴力などの有害情報があふれ、インターネットでのいじめや非行、スマートフォンの長時間使用など、子どもへの悪影響が心配されています。

遊びをはじめ、子ども同士で同じ場で同じ目的で活動することは、子どもたちにとって大きな楽しみであるとともに、仲間意識を育み社会性を身につけ、大人に成長していくための基礎となる重要なものです。

子どもたちに、そのような活動の場と機会の提供とともに、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名            | 担当課            | 事業内容                                               |
|-----|------|----------------|----------------|----------------------------------------------------|
| 24  | 継続   | 子どもの利用する施設の整備  | 健康福祉課<br>教育委員会 | 乳幼児の親子のふれあいの場、小学校の交流体験活動など家庭教育の支援や子どもたちの健全育成施設の整備。 |
| 25  | 継続   | スポーツ少年団の育成     | 教育委員会          | 日本スポーツ少年団の理念に基づき、スポーツによる青少年の健全育成を図る。               |
| 26  | 継続   | 青少年健全育成活動      | 健康福祉課<br>教育委員会 | 青少年相談員、青少年健全育成推進員活動の実施。                            |
| 27  | 継続   | 青少年を取り巻く環境浄化活動 | 健康福祉課          | 青少年の健全な環境作りに向けて、各種団体とともに有害情報対策や啓発を推進。              |

## 2 母と子の健康の確保と増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

子どもの心身の健全な成長とともに、母親も妊娠、出産や子育てを通して人間として成長し、親子が健康を基本にすえて豊かな人生を送れるような環境作りが必要です。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期は、子どもの人生の始まりとして重要であり、母親には人生の大事業の時期と言えます。この期間を通じて母子の健康を確保するとともに、十分な知識を得るための機会を提供します。

また、親の育児不安やストレスの解消を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や交流・情報交換の機会を提供します。

| No. | 事業区分 | 事業名                     | 担当課    | 事業内容                                       |
|-----|------|-------------------------|--------|--------------------------------------------|
| 28  | 継続   | 健康教育                    | 健康づくり課 | 妊婦や乳幼児の保護者を対象に出産・育児についての正しい知識の普及。防煙教育等の実施。 |
| 29  | 充実   | 健康相談                    | 健康づくり課 | 出産や育児、健康上の不安を持つ市民を対象に相談活動や訪問指導等の実施。        |
| 30  | 継続   | 健康診査                    | 健康づくり課 | 乳幼児の発達段階に応じ、医師の協力のもと各種健康診断を実施。             |
| 31  | 継続   | 育児支援                    | 健康づくり課 | 育児不安を持つ保護者へ関わり方への助言、悩みをわかち合える場の提供。         |
| 32  | 継続   | 愛育班活動の充実                | 健康づくり課 | 声かけ運動、保健事業への協力、あそびの広場の運営などの実施。             |
| 33  | 継続   | 民生委員・児童委員<br>(主任児童委員)活動 | 健康福祉課  | 児童委員(主任児童委員)配置による地域の子育て、健全育成等の指導、援助の実施。    |
| 34  | 継続   | 家庭児童相談事業                | 健康福祉課  | 地域子育て支援拠点において、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導、援助の実施。   |
| 35  | 継続   | 乳幼児健全育成相談事業             | 健康福祉課  | 地域子育て支援拠点において、子育て全般の悩み等の相談支援の実施。           |

## (2) 食育の推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係作りの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

中・高生の朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせを防ぐためにも、幼児期からの正しい食事の取り方の定着が課題となっています。

また、保護者の生活習慣や帰宅時刻、スマートフォンの利用等の影響で、夜更かしをする子どもが増えていることが問題となっていることから、乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、子どもだけでなく、保護者も含めて、食に関する学習の機会や情報提供に取り組みます。

| No. | 事業区分 | 事業名                    | 担当課            | 事業内容                                                                 |
|-----|------|------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------|
| 36  | 継続   | 妊娠期からの食育<br>(パパママ教室実施) | 健康づくり課         | パパママ教室の実施。<br>母子手帳交付時のパンフレット配布、乳幼児健診で栄養相談の実施。                        |
| 37  | 継続   | 各乳幼児健診で個別・<br>集団指導     | 健康づくり課         | 4か月・10か月・1歳6か月・2歳健診において、在宅保健師・助産師・管理栄養士による集団・個別指導の実施。                |
| 38  | 継続   | 離乳食教室                  | 健康づくり課         | 離乳食の試食と作り方指導の実施。                                                     |
|     |      |                        | 健康福祉課          | 地域子育て支援拠点において、定期的に離乳食の試食と作り方の指導を実施。                                  |
| 39  | 継続   | 親子ふれあいクッキング            | 教育委員会          | 公民館において、親子手作りおやつ教室、親子ペア（子ども同士ペア）で作る料理教室、子どものお菓子作り教室（夏休み・12月・2月頃）を実施。 |
|     |      |                        | 健康福祉課          | 地域子育て支援拠点において、定期的に親子手作りおやつ教室の実施。                                     |
| 40  | 継続   | 食育実習・教室                | 健康福祉課<br>教育委員会 | 保育所・幼稚園・学校において、食育実習・教室の実施。                                           |
| 41  | 継続   | ふれあい弁当の実施              | 教育委員会          | 幼稚園・小中学校において、ふれあい弁当を月1回（6月～9月を除く）実施。                                 |
| 42  | 継続   | 早寝早起き朝ごはん運動<br>の推進     | 健康福祉課<br>教育委員会 | 保護者と連携し、保育所や学校等で早寝早起き朝ごはん運動の推進。                                      |

(3) 思春期保健対策の充実

思春期における性感染症や妊娠・中絶、喫煙・飲酒や薬物の使用は、将来父・母となり、更には、中高年に至るまで影響することから、思春期に正しい知識を身につけることが必要です。

多様な学びの機会を提供し、性教育や喫煙・飲酒、薬物に関する正しい知識の普及を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名             | 担当課   | 事業内容                   |
|-----|------|-----------------|-------|------------------------|
| 43  | 継続   | 性や性感染予防に関する教育   | 教育委員会 | 産婦人科医・助産師による思春期講演会の実施。 |
| 44  | 継続   | 喫煙、飲酒、薬物等に関する教育 | 教育委員会 | 専門家による学校訪問講演会の開催。      |

(4) 小児医療の充実

子どもが急に具合が悪くなった場合など、医療機関が唯一の拠り所となりますが、全国的に小児科の医療機関は減少又は縮小の傾向にあります。

近年は、経済・雇用環境の悪化に伴い、国民健康保険証のない子どもが全国で3万人を越えるなど、子どもの医療費の軽減が求められています。

安心して子どもを医療機関に診せられる体制作りを、重要な子育てサービスとして位置づけ、子どもの医療費の負担の軽減を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名        | 担当課   | 事業内容                                                            |
|-----|------|------------|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 45  | 継続   | こども医療費支給事業 | 健康福祉課 | 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにいる子どもの診療に対し、医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。 |

### 3 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

男女の職場・居住地の地域的偏り、不安定な就業状況、長時間労働、結婚・出産退職の慣行、子育て不安、価値観の多様化など、若者が結婚・出産・子育てできる環境が損なわれています。

本町の未婚率は、30歳代で年々上昇しており、平成27年の国勢調査では、30～34歳の男性が47.2%、女性が30.9%、35～39歳の男性が33.6%、女性が19.8%にのぼるなど、少子化に大きな影響を及ぼしています。

こうしたことから、若者の安定的な就労や交流・交際・結婚を支援するとともに、結婚・子育てに対して肯定的・積極的な気持ちを育む教育、広報・啓発を推進します。

| No. | 事業区分 | 事業名           | 担当課            | 事業内容                                  |
|-----|------|---------------|----------------|---------------------------------------|
| 46  | 継続   | 若者の就業安定化支援事業  | 産業振興課          | 企業の行動計画作成促進、職業意識の啓発やキャリア教育等の支援。       |
| 47  | 継続   | 滑川町結婚支援員の設置   | 総務政策課          | 結婚を通じて地域への定住化を図るため、滑川町結婚支援員を設置。       |
| 48  | 継続   | 乳幼児とのふれあい体験学習 | 健康福祉課<br>教育委員会 | 保育所や子育てグループと学校の連携による乳幼児とのふれあい体験学習の実施。 |

#### (2) 生きる力を育む学校教育環境等の整備

情報化が進み、教育環境の整備が進む一方、家庭や地域の教育力の低下、子どもたちの体力やコミュニケーション能力、生活力の低下、学ぶ意欲の低下、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わってきています。

子どもたちの成長のためには、幼稚園、小学校などの教育環境の役割が非常に重要であり、保護者・地域の支援のもとに学校の教育環境の整備が求められます。

次代の担い手である子どもが、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、すくすくと個性豊かに成長し現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園や学校の取組を推進します。

また、子どもたちの自ら学ぶ姿勢や共同の活動への意欲に応えられるように、外部人材の活用等学校の活性化を図る取組を行います。

| No. | 事業区分 | 事業名            | 担当課   | 事業内容                      |
|-----|------|----------------|-------|---------------------------|
| 49  | 継続   | 部活動における外部の人材活用 | 教育委員会 | 専門家・経験者による部活動の指導。         |
| 50  | 継続   | 小中学校合同遠足       | 教育委員会 | 特別支援学級の児童生徒の合同遠足（菅谷班）の実施。 |



| No. | 事業区分 | 事業名          | 担当課   | 事業内容                                                                     |
|-----|------|--------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 51  | 継続   | 3day チャレンジ事業 | 教育委員会 | 町内の事業所での社会体験活動の実施。                                                       |
| 52  | 継続   | ボランティア育成講座   | 教育委員会 | 中学生を対象にしたボランティア活動の場の提供と育成。<br>社会福祉協議会との共催による講座の開催や教育委員会行事の中でボランティア活動の提供。 |

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもたちが初めて出会う社会は、家族です。人生における人格形成の最初の間である家庭は、子どもたちが生活していくための知識や技術、共同性や社会の規範を学ぶ重要な場です。そして、子どもたちを取り巻く地域社会は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。

ところが、今、この家庭や地域社会が、大きく変わってきています。家庭では核家族化が進み、離婚件数及びひとり親家庭の増加、両親の育児・教育方針の相違などにより、子育てに孤立感を抱き、不安や悩みを抱えている保護者も少なくありません。

また、地域コミュニティの形成が困難になるとともに、地域住民同士の関わりが希薄化していく中で、子どもと近隣との交流が少なくなることが懸念されます。

子どもたちが、家庭では安らぎとともに人間形成の基礎を身につけ、地域社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、地域文化や地域社会に対する関心を高めながら成長することができるように、家庭や地域社会の教育力の向上を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名            | 担当課   | 事業内容                                                                     |
|-----|------|----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 53  | 継続   | 家庭教育学級の開催      | 教育委員会 | 就学児や青少年を持つ保護者、妊婦を対象に、滑川町家庭教育アドバイザーによるパパママ教室での「親の学習」、就学時健康診断の際の家庭教育学級の実施。 |
| 54  | 継続   | 図書館事業の実施       | 教育委員会 | おはなし会、七夕まつり、図書館まつり、クリスマス会等の実施。                                           |
| 55  | 継続   | 公民館事業の実施       | 教育委員会 | 子どもまつり、郷土かるた大会等の実施。                                                      |
| 56  | 継続   | 子育て支援センター事業の実施 | 健康福祉課 | 地域子育て支援拠点において、定期的に子育ての専門家による講演会を実施。                                      |



## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良好な住宅・居住環境の確保

アンケート調査における子育ての環境や支援に関する意見では、安心して過ごせる居場所の充実や子どもが安全に遊べる公園の整備などが多くあげられています。

公園遊具については、今後老朽化が進むことが想定されており、定期点検及び日常点検の結果に基づき、適切な管理を進める必要があります。

住宅は子どもが健やかに育つための重要な生活基盤であるため、子育てのための良質な住宅を確保できるような支援を図ります。

また、遊ぶことは子どもたちにとって大きな楽しみであり、心身の成長につながり、遊びを通して仲間意識を培い、社会性を身につけ豊かな情操を養う大切なことであるため、子どもたちが安心して自由に遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の提供を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名          | 担当課          | 事業内容                                         |
|-----|------|--------------|--------------|----------------------------------------------|
| 57  | 継続   | 住宅対策         | 建設課          | 子育て家庭が、ゆとりある居住環境を確保できるよう、県営住宅の情報提供（所得の条件あり）。 |
| 58  | 継続   | 公園遊具等の維持管理事業 | 健康福祉課<br>建設課 | 子どもが安心して遊べるよう、公園内の遊具の維持管理の実施。                |

### (2) 安全な道路・交通環境の整備

アンケート調査によると、子どもの安全確保に関する取組の重要度が高く、子どもの登下校時の交通事故の不安や通学路の整備等が意見として多くあげられています。

今後、既存施設の老朽化が進むことが想定されており、より迅速かつ適正な管理を進める必要があります。

子どもや子ども連れの保護者がより安全に通行できるように、バリアフリーの道路・交通環境の整備を図るとともに、子どもたちを交通事故から守るための道路整備を促進します。

| No. | 事業区分 | 事業名         | 担当課 | 事業内容                         |
|-----|------|-------------|-----|------------------------------|
| 59  | 継続   | 交通バリアフリーの推進 | 建設課 | 子どもや親子連れが安心して移動できるような歩道等の整備。 |

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し

アンケート調査によると、未就学の子どもがいる家庭において、共働き家庭は6割を占めています。また、就労していない母親の就労希望は5割を超えていることから、共働き家庭は今後も増加していくことが見込まれます。

そのため、働きながら男女が平等に子育てを行えるように、職業生活と家庭生活のバランスがとれた多様な働き方の実現が求められます。

多様な働き方、特に仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方の実現を図るため、職場や事業主に対して雇用の男女均等の機会や待遇が確保されるよう、様々な広報手段を活用して情報提供し意識改革に努めます。

| No. | 事業区分 | 事業名              | 担当課   | 事業内容                                                 |
|-----|------|------------------|-------|------------------------------------------------------|
| 60  | 継続   | 男女共同参画意識の普及      | 総務政策課 | 男女の枠にとらわれず仕事と生活の調和を実現するための意識啓発の推進及び育児・介護の支援のための情報提供。 |
| 61  | 継続   | 仕事と家庭の両立支援の広報、啓発 | 産業振興課 | 町商工会を通じて、企業等への子育てしやすい職場作りの周知・啓発。                     |

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

アンケート調査によると、この1年間に子どもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」と回答した家庭は6割弱にのぼっています。

また、そのうち「母親が休んだ」と回答した家庭は8割を占めており、働く母親が増加している中で、仕事と子育ての両立ができる保育サービスの充実が課題です。

広域的に関係団体・保育所・医療機関と連携を図りながら、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

| No.      | 事業区分 | 事業名               | 担当課   | 事業内容                                                                     |
|----------|------|-------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 7<br>再掲  | 継続   | ファミリー・サポート・センター事業 | 健康福祉課 | 子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かりなどの相互援助活動の実施。病児・病後児など緊急サポートも対応。 |
| 21<br>再掲 | 継続   | 病児・病後児保育事業        | 健康福祉課 | 緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。                                                  |

## 6 子ども等の安全の確保

### (1) 乳幼児の不慮の事故防止の取組

厚生労働省の「平成30年人口動態統計」によると、0歳を除く子どもの死因の上位に「不慮の事故」があり、長年にわたりこの傾向は変わっていません。

また、近年では、高齢運転者により子どもが犠牲となる事故が相次いで発生していることから、未就学児を中心に子どもが日常的に移動する経路等の安全確保を早急に進めるとともに、高齢運転者の安全運転を支えるための取組を促進することが課題となっています。

子どもを不慮の事故から守るため、情報発信と啓発活動に努めます。

| No. | 事業区分 | 事業名           | 担当課   | 事業内容                    |
|-----|------|---------------|-------|-------------------------|
| 62  | 継続   | 乳幼児の事故防止の啓発活動 | 健康福祉課 | 保育所に対し、送迎時等における事故防止の啓発。 |

### (2) 子どもの交通安全の確保

埼玉県における近年の交通事故数、負傷者数は減少傾向にあり、平成30年中の人身事故件数は約2.4万件、負傷者数は約2.9万人となっています。

地域全体で子どもを交通事故から守るために、他市町村の成功事例に学び、関係機関やボランティア組織等との連携を強化し、その活動の支援を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名             | 担当課   | 事業内容                         |
|-----|------|-----------------|-------|------------------------------|
| 63  | 継続   | 登校指導（学校教職員・PTA） | 教育委員会 | 学校教職員及びPTAによる登校指導を定期・不定期に実施。 |
| 64  | 充実   | 交通指導員による交通安全対策  | 総務政策課 | 交通指導員による通学時の交通指導及び安全の確保。     |

(3) 子どもを犯罪等から守るための環境整備と活動

子どもが被害者となる凄惨な犯罪は、保護者にとって、子どもの行動に目が行き届かないことへの不安や心配を増大させる要因となっています。そのため、交通事故等の心配と合わせて、子どもたちを外でのびのびと遊ばせにくい状況になっています。

子どもたちに、犯罪から身を守る知識や経験を教えるとともに、安全・安心な地域社会作りが求められます。

子どもたちが自ら犯罪から身を守る学習（エンパワーメント）の機会を設けるとともに、学校や自治会、ボランティア組織、事業者などと連携し、地域の多くの大人が子どもを見守る活動を促進します。

| No. | 事業区分 | 事業名                | 担当課            | 事業内容                                                           |
|-----|------|--------------------|----------------|----------------------------------------------------------------|
| 65  | 継続   | 防犯パトロール            | 教育委員会          | 小学校PTAが下校時に防犯パトロールを実施。                                         |
| 66  | 継続   | こども110番の家          | 総務政策課          | 登下校時における児童・生徒の安全の確保。                                           |
| 67  | 継続   | 通学ボランティア活動         | 教育委員会          | 通学ボランティアによる登下校時の防犯活動の実施。                                       |
| 68  | 継続   | 犯罪から子ども自身が身を守る学習活動 | 健康福祉課<br>教育委員会 | ボランティアや関係機関と連携し、子ども自身が犯罪から身を守る学習活動として、青少年健全育成推進員による街頭パトロールの実施。 |

(4) 被害にあった子どもの保護

子どもは、大人などの暴力に対して心身ともに極めて弱い立場にあります。特に、卑劣な犯罪などの被害を受けた場合の心の傷は大きく深く、後々まで悪い影響を与えます。予防措置が第一ですが、犯罪などの被害にあった子どもを保護し、安全を保障するとともに、専門的なケアが必要です。

適切な機関に窓口を設け、被害にあった子どもの保護に努めます。

| No. | 事業区分 | 事業名            | 担当課                               | 事業内容                                                                     |
|-----|------|----------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 69  | 継続   | 被害にあった子どもの一時保護 | 健康福祉課<br>健康づくり課<br>教育委員会          | 児童虐待を受けた児童等を児童養護施設等で一時的に保護。<br>虐待の早期発見・早期対応のための関係機関との連携・協働、情報共有等による体制整備。 |
| 70  | 継続   | DVにおける児童の保護    | 健康福祉課<br>健康づくり課<br>総務政策課<br>教育委員会 | 関係機関との連携・協働による面前DV被害等の予防、発見、情報共有、被害者（児）支援、児童養護施設等で保護の実施。                 |

### (5) 子どもの権利擁護

子どもは、保護されるだけでなく、権利を尊重されるとともに、最善の利益や意見表明などを保障される必要があります。また、子どもは社会的に自立していない存在であり、人間的にも成長途上であるため、庇護や養育などを受けますが、大人への隷属的な従順を強いることになってはいけません。

子どもの人権が尊重される社会を作るため、「子どもの権利」について、大人も子どもも学び理解し合う啓発活動に取り組みます。

| No. | 事業区分 | 事業名          | 担当課            | 事業内容                                       |
|-----|------|--------------|----------------|--------------------------------------------|
| 71  | 継続   | 子どもの権利に関する啓発 | 健康福祉課<br>教育委員会 | 講演会や各種啓発資料等を通して、「子どもの権利条約」の理念を踏まえた啓発活動の推進。 |

## 7 要保護（支援）児童への対応

### (1) 児童虐待防止対策の充実

現在、増加・深刻化している児童虐待は、時として尊い命が奪われる危険性を伴い、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えていると言われています。また、虐待を受けた子どもの過半数が乳幼児であるとされています。

児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感の増大、家庭の経済状態の悪化、地域における家庭の孤立化や子育て機能の低下などが複雑に関与していることが考えられます。

子どもへの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護など総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に、各関係機関等との連携を一層強化することにより、地域全体が一体となって児童虐待防止に努めます。

また、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護（支援）児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。

| No. | 事業区分 | 事業名             | 担当課                      | 事業内容                                                                    |
|-----|------|-----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 72  | 継続   | 児童虐待相談          | 健康福祉課                    | 専用ダイヤル等で、児童虐待の通報等による相談対応の実施。                                            |
| 73  | 継続   | 要保護児童対策地域協議会の充実 | 健康福祉課<br>健康づくり課<br>教育委員会 | 児童相談所をはじめ、保健センター、庁内関係課・局、主任児童委員等の連携を強化し、児童虐待の啓発、予防、早期発見・早期対応、定期的な会議の開催。 |

### (2) ひとり親家庭の自立支援

離婚等の増加に伴い、母子・父子家庭などのひとり親家庭が増加しており、平成27年の6歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯は2.1%、18歳未満の子どもがいる世帯では4.5%となっています。

これらの家庭は、経済的・精神的に負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれていることが想定され、総合的な支援が求められます。

ひとり親家庭が自立した生活を営み、安心して暮らすことができるよう、経済的支援を積極的に実施するとともに、総合的な施策の適切な実施を図ります。

| No. | 事業区分 | 事業名            | 担当課   | 事業内容                                            |
|-----|------|----------------|-------|-------------------------------------------------|
| 74  | 継続   | 児童扶養手当支給事業     | 健康福祉課 | 父母の離婚等により、児童を養育（監護）しているひとり親家庭等に対する手当の支給申請の受付。   |
| 75  | 継続   | ひとり親家庭等医療費支給事業 | 健康福祉課 | 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を持つひとり親家庭等に医療費を支給。 |

### (3) 障害児施策の充実

障害のある子どもへのサポートは、「障害のある人もない人も共に社会生活を営む」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていかなければなりません。

障害のある子どもが地域で生き生きと生活できるよう、障害のない子どもとともに成長できるよう、社会全体が障害児やその親を温かく見守る環境作りを進めることが課題です。

障害のある子どもの健全な発達の支援と身近な地域での安心した生活を実現するため、経済的支援を実施・継続します。

| No. | 事業区分 | 事業名           | 担当課   | 事業内容                                                 |
|-----|------|---------------|-------|------------------------------------------------------|
| 76  | 継続   | 特別児童扶養手当支給事業  | 健康福祉課 | 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給。                  |
| 77  | 継続   | 障害児福祉手当支給事業   | 健康福祉課 | 20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給。 |
| 78  | 継続   | 在宅重度障害者手当支給事業 | 健康福祉課 | 在宅の心身障害児を看護（介護）する保護者等に手当を支給。                         |

#### (4) 子どもの貧困対策の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められます。

そのため、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、教育の支援や生活の支援、保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

また、国、県、民間の企業・団体等と連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって町民の幅広い理解と協力を得ることにより、子どもの貧困対策を推進していく必要があります。

| No. | 事業区分 | 事業名         | 担当課   | 事業内容                                                                             |
|-----|------|-------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 79  | 新規   | 子ども食堂の充実    | 健康福祉課 | 子ども食堂において、食事や遊びなどを通じた居場所の提供。<br>子どもが身近な場所で安心して利用できるよう、民間団体等の協力を得ながら町内各地域への拡充を推進。 |
| 80  | 新規   | 子どもの学習支援の推進 | 健康福祉課 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生を対象に、進学に向けた学習支援事業を実施。                                     |



## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

#### (1) 計画の総合的な推進

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、健康福祉課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

#### (2) 協働の支援体制作り

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つとともに、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する支援体制作りを推進します。

##### ①行政の役割

子ども・子育て支援について、広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、町が実施主体となって計画を推進します。

##### ②地域の役割

子どもの見守りや、様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図ります。

##### ③家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもを1人の人格を持った人間として尊重し、子育てを男女が協働して行います。

#### (3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取組を評価します。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。



## 2 教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に基づき、地域の実情に応じて整備を検討することとします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を検討する必要があります。

また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的な提供と体制の確保を図ります。

### (2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、施設、事業者等が連携・協力し、幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供及び相談体制の充実を図ります。

### (3) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなることから、公立・私立、保育所・幼稚園といった枠組みを越えた合同研修の実施など、質の高い教育・保育の提供に向けた取組を推進します。

## 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性の向上等を図るため、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

## 資料編

### 1 滑川町子ども・子育て会議条例

平成27年3月12日条例第15号

滑川町子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、滑川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に係る団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

**第8条** 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 2 滑川町子ども・子育て会議委員名簿

| NO | 氏名     | 区分     | 所属・職名等                    |
|----|--------|--------|---------------------------|
| 1  | 上野 葉月  | 学識経験者  | 滑川町議会議員<br>文教厚生常任委員会委員    |
| 2  | 柳 克実   | 関係行政機関 | 滑川町副町長                    |
| 3  | 馬場 敏男  | 教育行政機関 | 滑川町教育委員会教育長               |
| 4  | 鈴木 由紀子 | 福祉関係団体 | 滑川町主任児童委員                 |
| 5  | 上野 修   | 学校教育関係 | 滑川町立小・中学校長会会長<br>(宮前小学校長) |
| 6  | 大塚 幹雄  | 社会教育関係 | スポーツ少年団本部長                |
| 7  | 井上 奈保子 | 福祉関係団体 | 滑川町愛育班長・滑川町議会議員           |
| 8  | 吉野 さつき | 福祉関係団体 | 滑川町学童保育運営協議会代表            |
| 9  | 矢尾 千比呂 | 福祉関係団体 | 社会福祉法人育成舎代表               |
| 10 | 白取 摩弥  | 福祉関係団体 | つきのわ保育園長                  |
| 11 | 岡久 博   | 福祉関係団体 | 白い馬保育園長                   |
| 12 | 小倉 豊子  | 福祉関係団体 | どんぐり保育園長                  |
| 13 | 持田 佐知子 | 福祉関係団体 | よつば保育園保育士                 |
| 14 | 笹木 祐子  | 学校教育関係 | 滑川幼稚園長                    |
| 15 | 飛岡 幸子  | 一般公募   |                           |
| 16 | 早川 裕美子 | 関係行政機関 | 滑川町健康づくり課                 |

任期：令和元年9月14日から令和3年9月13日

## 3 計画策定の経過

| 年月日                      | 事項                     | 備考                                                                                       |
|--------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年12月19日              | 平成30年度<br>第1回子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に関するアンケート調査について</li> <li>第2期計画の諮問</li> </ul> |
| 平成31年1月17日～<br>平成31年2月8日 | 子育て支援に関するニーズ調査の実施      | <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の小学校修了前までの子を持つ保護者全世帯（1,632世帯）</li> </ul>        |
| 平成31年3月14日               | 第2回子ども・子育て会議           | <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査結果について</li> </ul>                          |
| 平成31年4月～                 | 子育て支援に関するアンケート調査結果の公表  | <ul style="list-style-type: none"> <li>広報や町ホームページに掲載</li> </ul>                          |
| 令和元年9月19日                | 令和元年度<br>第1回子ども・子育て会議  | <ul style="list-style-type: none"> <li>滑川町子ども・子育て支援事業計画の評価・見直しについて</li> </ul>            |
| 令和元年12月11日               | 第2回子ども・子育て会議           | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画の素案について</li> </ul>             |
| 令和元年12月27日～<br>令和2年1月14日 | パブリックコメントの実施           | <ul style="list-style-type: none"> <li>町ホームページに掲載</li> </ul>                             |
| 令和2年2月18日                | 第3回子ども・子育て会議           | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画の答申について</li> </ul>             |

---

## 第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画

発 行：滑川町  
編 集：滑川町 健康福祉課  
発行年月日：令和2年3月

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

TEL：0493-56-2211（代表）

ホームページ：<http://www.town.namegawa.saitama.jp/>



滑川町  
マスコットキャラクター  
ターナちゃん

---

